



京都大学大学院経済学研究科
ディスカッションペーパーシリーズ

『のれんの会計処理に関する調査： 監査人の回答とその分析』

山下 知晃 福井県立大学経済学部 准教授
宮宇地 俊岳 追手門学院大学経営学部 准教授
徳賀 芳弘 京都大学名誉教授
京都先端科学大学経済経営学部 教授

No. J-20-007

初版：2021年2月

第2版：2021年7月

(本書の内容の無断転載を禁ずる)

〒606-8501

京都市左京区吉田本町
京都大学大学院経済学研究科

のれんの会計処理に関する調査： 監査人の回答とその分析¹

山下 知晃² 宮宇地 俊岳³ 徳賀 芳弘⁴

【要 旨】

本稿の目的は、従来、論争が繰り広げられてきた、のれんの事後の会計処理（「規則的償却＋減損処理」vs.「減損処理のみ（非償却）」）に関して、質問票調査によって、監査人の見解を把握したうえで、それらの主張の背後にある考えを掘り下げて検討し、論争の解決に貢献をすることにある。われわれは本調査に先立って、2018年7月23日～2018年10月20日に亘り、日本における作成者⁵および利用者⁶に同様の調査を行い、その結果を公表している（徳賀他、2020）。

本調査では、作成者・利用者に対する質問票調査と共通した質問を用いて監査人を対象に

¹ 本調査は科学研究費助成事業（「買い入れのれんを巡る理論・制度上の国際的な論争の解決」，研究課題番号：17H02581，研究代表者：徳賀芳弘）による質問票調査（作成者・利用者対象）の、日本会計研究学会スタディ・グループ（研究代表者：浅見（勝尾）裕子）による継続的研究である。調査メンバーには、本稿の執筆者以外に、米山正樹氏（東京大学教授）および浅見（勝尾）裕子氏（学習院大学教授）が含まれている。米山氏と浅見（勝尾）氏には、監査法人への質問票の作成の段階から貴重なご意見を拝受しており、また、監査法人への依頼についてもご協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。ただし、本稿の執筆自体は山下、宮宇地および徳賀の3名によって行われており、本稿における誤謬・錯誤などはすべて執筆者の3名の責任である。

ご多忙の中、本調査への回答にご協力いただいた皆様にも心より感謝申し上げます。日本公認会計士協会・会長の手塚正彦様および企画本部の永井穂様には、大手監査法人および準大手監査法人に本調査への協力を依頼して頂いた。また、質問票調査にご協力頂いた、有限責任監査法人トーマツ（国井泰成包括代表）、有限責任あずさ監査法人（高波博之理事長）、EY 新日本監査有限責任法人（片倉正美理事長）、PwC あらた有限責任監査法人（井野貴章代表執行役）、太陽有限責任監査法人（山田茂善総括代表社員）、PwC 京都監査法人（山田善隆パートナー）、東陽監査法人（佐山正則理事長）、仰星監査法人（南成人理事長）、三優監査法人（古藤智弘代表社員）、および、ひびき監査法人（道幸静児理事長）とご所属の公認会計士の皆様に心より感謝申し上げます。

² 福井県立大学経済学部教授 e-mail: tyama@fpu.ac.jp

³ 追手門学院大学経営学部准教授 e-mail: tomiyauc@otemon.ac.jp

⁴ 京都大学名誉教授 京都先端科学大学経済経営学部教授 e-mail: tokuga.yoshihiro.6m@kyoto-u.ac.jp

⁵ 作成者としての調査対象は、経団連加盟企業 1,379 社および経団連非加盟の東証上場企業 1,339 社である。

⁶ 利用者としての調査対象は、アナリストとしての実務をしている協会所属のアナリスト 673 名（うち国際会計人材登録者 22 名）である（詳細は徳賀他，2020，p.22，脚注 51 も参照）。

調査を行うことで、回答間の比較可能性を維持するとともに、監査人固有の視点や見解について深掘りをするために、作成者や利用者を対象とした調査では取り扱っていない質問事項を質問票に加えて調査を行った。調査対象は、日本の大手4監査法人および準大手5監査法人⁷に属するパートナー以上の監査人⁸であり、回答者は620名（総送付人数1,961名、回答率31.62%）であった。

本調査の主要な結果は次の通りである。まず、「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいかについては、回答者の89.5%が「規則的償却＋減損処理」の方が望ましいと考えていることが明らかとなった。回答者の多くがのれんの会計処理として「規則的償却＋減損処理」を望ましいと考えており、その傾向は、監査法人の規模（大手監査法人と準大手監査法人で分類）や担当企業がどのような会計基準を採用しているか（日本基準、米国基準そしてIFRS）によって区分しても異なることはなかった。

次に、「減損処理のみ（非償却）」を支持する理由として、「耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」や「適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」が有力であった。「規則的償却＋減損処理」を支持する理由としては、「超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」が有力であった。上記以外にも、本調査では、のれんを規則的に償却する場合の償却期間の規定、のれんの性質、「減損処理のみ（非償却）」/「規則的償却＋減損処理」の任意選択の是非、他の代替可能な会計処理方法、のれんの会計基準とM&Aの意思決定との関係など、これまでわれわれが行ってきた調査と共通した質問に加えて、のれんと監査の質やのれんの減損認識の適時性や減損の見積もり額の妥当性についても質問を行い、監査人の見解について調査を行っている。

【Keyword】 のれん、規則的償却、減損処理、質問票、監査人、公認会計士

⁷ 注1を参照せよ。

⁸ 大手監査法人と準大手監査法人の監査証明業務は、日本の金商法・会社法の監査証明業務全体の80%程度となる（公認会計士・監査審査会[2020], p. 23）。なお、本調査では、日本公認会計士協会の分類に従い、公認会計士・監査審査会が準大手としている分類している5監査法人にひびき監査法人を追加して6監査法人に対して調査を行った。

のれんの会計処理に関する調査： 監査人の回答とその分析

第1章 調査の目的とその内容

第1節 問題の所在

のれん⁹の事後の会計処理（以下、単に「のれんの会計処理」とする）は、最近の会計基準設定において議論の的となっており、実務界のみならず、学術界からも注目を集めるところとなっている。とりわけ、『のれんを規則的に償却すべきか（現行制度に即して言えば、規則的に償却をした上で減損処理も行うべきか）、それとも、規則的に償却をせずに減損処理のみで対応すべきか』という論点に関して、それぞれのグループの間に深刻な意見対立がみられ、世界的な論争（徳賀他，2020，p.2）が続いているという状況は今なお変わっていない¹⁰。

現在、国際的な会計基準（IFRS [国際財務報告基準／国際会計基準] や U.S. GAAP [米国基準]）のもとでは、のれんの規則的償却が禁止され、減損処理（減損テスト）のみが要求されている。その一方で、日本基準および国際会計基準の日本版である『修正国際会計基準』では、のれんの償却（償却期間は20年が上限）が継続して求められてきた（企業会計基準委員会，2015a）。しかしながら、最近では国際会計基準審議会（IASB）や財務会計基準審議会（FASB）においてものれんの減損テストの限界が認識され始めており、その限界を解決するための方策のひとつとして、のれんに対する規則的償却の再導入が検討されている（IASB [2020, pars.3.89 and 3.91] にある通り、IASB のボードメンバーは多数決によってのれんの償却再導入を否決したものの、その差がわずかであったため、この問題を改めて利害関係者に問い直している）^{11,12}。

のれんを規則的に償却（ただし減損処理も行う）すべきか、それとも非償却とすべきかについてはこれまで様々な議論が行われてきたにもかかわらず、対立する見解の背後にある事実認識など基本的な論点について十分に明らかにされてこなかった。そこで、われわれは

⁹ 財務諸表の利用者および作成者を対象とした過去の調査同様、本調査では「取得（買入）のれん」を対象に議論する。また、本調査でも正ののれんのみが想定されており、調査に際してはそのことを伝えたくえで、質問への回答を依頼した。

¹⁰ 本調査では、これまでの調査同様、のれんに関して規則的償却を行い、加えて減損処理を求める会計処理を「規則的償却＋減損処理」とし、規則的償却をせずに減損処理のみを求める会計処理を「減損処理のみ（非償却）」と表現している。

¹¹ FASB [2019] や IASB [2020] を参照せよ。また、これまでの基準設定の動向については、Linsmeier and Wheeler [2020] のまとめも有用である。

¹² IASB はのれんの償却再導入に関わる問題を含め、IASB [2020] で提示した質問へのコメントを募集していたが、その期間はすでに終了している（コメントの期限は2020年12月31日）。

この論争について「財務諸表作成者（以後、作成者）¹³や財務諸表利用者（以後、利用者）がのれんを巡る会計処理についてどのように考えているのか」を明らかにすべく、「のれんの会計処理に関する調査」と題して作成者・利用者双方に対してサーベイ調査（質問票調査）¹⁴を行い、その結果を徳賀他〔2020〕として公表した。

しかしながら、会計基準設定に大きな影響力を持つグループとして、作成者と利用者以外に、監査人の存在を見過すことはできない。監査人の考え方はのれんの会計処理を制度的に左右する可能性があり、また、監査人は作成者とも利用者とも異なる判断要因（例えば、監査上のリスクの考慮）を持っている可能性があるため、われわれは、別途、監査人を対象に「のれんの会計処理に関してどのように考えているか」について質問票調査を行うこととした。本稿はその調査結果をまとめた報告書である。なお、調査に際しては、作成者・利用者の回答との比較可能性を考慮して共通の質問を用意すると共に、監査人の考え方を引き出すために、本調査に固有の選択肢や質問事項も設けている。

次の第2節では本調査の内容を概略し、その意図を説明する。

第2節 本調査の内容について

本調査は、のれんの会計処理を巡って日本経済団体連合会（経団連）が行った調査（日本経済団体連合会金融・資本市場委員会企業会計部会（経団連）¹⁵、2017）およびASBJによって公表されたリサーチ（企業会計基準委員会、2015b、2017）をふまえつつ、作成者および利用者について、より広範な対象に対して行われた学術調査である徳賀他〔2020〕の内容が基礎となっている。そこで、今回の調査では、作成者・利用者と共通する質問事項については、徳賀他〔2020〕で用いた質問の意図を大きく変えない範囲で文言を監査人用に部分的に修正したうえで使用することにした。次に、今回の調査対象である監査人に固有の質問内容については、本調査のためのオリジナルの質問を質問票に加えている。これまでの調査（徳賀他、2020）と今回の調査で扱われているトピックスを比較してまとめたものが図表1-1である（✓マークがついているものが各調査で扱われているトピックスである）。以後、個々の質問内容については調査結果を示す第2章の中で示すこととし、本節の残りの部分では本調査で扱うトピックスについて概説しておく¹⁶。

¹³ 本稿では、「作成者」と「企業」という言葉を互換的に使っている。基本的には、「作成者」を用いるようにしているが、「企業」を用いる方がふさわしい箇所については、「企業」を用いている（例えば、調査票の質問文および選択肢で「企業」を使用している場合、また回答者による自由回答について言及している場合など）。

¹⁴ 今回の調査でも利用者に対する調査のときと同じように、回答者からWebフォームを通じて回答を収集した。

¹⁵ 以下では、日本経済団体連合会金融・資本市場委員会企業会計部会が2017年に行った調査を経団連〔2017〕と表記することとする。

¹⁶ 調査内容の概略については、過去の作成者・利用者に対する調査と共通した質問について、徳賀他〔2020〕の説明と重複している部分がある。図表1-1に示しているように、本調査と徳賀他〔2020〕で共通している

図表 1-1 徳賀他〔2020〕と本調査で扱われているトピックス

トピックス	作成者	利用者	監査人 (本調査)
のれんの会計処理について「減損処理のみ(非償却)」と「規則的償却+減損処理」のいずれが望ましいか(あるいは「どちらでも構わない」のか)	✓	✓	✓
のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいか	✓	✓	✓
のれんの性質をどのように捉えているか	✓	✓	✓
のれんの金額やのれんの償却費を証券分析においてどのように利用しているか		✓	
のれんはどの程度監査が困難か、のれんの監査によって株主などからの訴訟リスクや品質管理レビューなどで指摘を受けるリスクは高まっているか			✓
のれんの減損認識は適時に行われているか、また、その金額の見積もりは適切か			✓
現行制度から離れて、考えられうるのれんの会計処理のあり方(任意選択および条件別の「償却」・「非償却」の使い分け、ならびに論理的に考えうる代替的な処理方法)について、どのように評価するか	✓	✓	✓
のれんと関連する追加的な情報(のれん控除後の純資産)は減損認識の適時性を高めるか	✓	✓	✓
のれんの会計処理のあり方は作成者(企業)の行動(M&A)に影響を及ぼすか	✓	✓	✓

トピックスの内容については、徳賀他〔2020〕をより簡略化した説明となっているため、詳細については徳賀他〔2020〕も参照されたい。

1. のれんの会計処理について「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいか（あるいは「どちらでも構わない」のか）

本調査では、監査人の観点から、「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」のいずれがより望ましいのれんの会計処理であるかを質問した。なお、本調査でも作成者・利用者に対する調査時同様、「どちらでも構わない」という選択肢を設けて調査を行った。また、回答者が「規則的償却＋減損処理」または「減損処理のみ（非償却）」が望ましいとした理由について追加的な質問を行った。なお、この追加的な質問で用いた選択肢には、監査人への調査としてふさわしいように、作成者・利用者の調査から一部変更したものがある。

2. のれんを償却する場合、どのような償却期間の規定が望ましいか

回答者が「規則的償却＋減損処理」がより望ましいと回答した場合には、のれんを償却する場合に問題となる論点について質問している。具体的には、償却期間を決定する際に作成者が重視する要因や償却期間の規定に関する質問（償却期間の年数や例外規定の是非）を行っている。なお、現在、FASB はのれんの償却再導入の議論と関連して、償却を行うとした場合の償却方法や償却期間について検討を行っており、調査の結果は、作成者・利用者に対するこれまでの調査結果と合わせて、国際的な議論に対してインフォーマティブなものとなることが期待される¹⁷。

3. のれんの性質をどのように捉えているか

のれんをどのように会計処理すべきかという論点は、のれんがどのような性質のものであるかという認識と密接に関わっていると考えられる。そこで、本調査でも回答者がのれんの性質をどのようなものと考えているかについても質問している（のれんは「半永久的に」減価しない部分があると考えるか、あるいは減価しない部分はないと考えるか、など）。

4. のれんはどの程度監査が困難か、のれんの監査によって株主などからの訴訟リスクや品質管理レビューなどで指摘を受けるリスクは高まっているか

本調査では、監査人に固有のトピックスについても調査を行った。そのひとつが、のれんと監査の質との関係である。のれんの会計処理は経営者による裁量の余地が大きく、監査の難しい項目だと考えられる（Ayres et al., 2019；Carcello et al., 2020）。では、実際に、わが国の監査人はのれんの監査をどれほど困難だと考えているのであろうか。この点を明らかにするために、本調査では、のれんの監査の困難さを他の資産の監査と比べてどれほど困難だと考えているのかについても質問を行った。さらに、のれんの監査と関連して、株主などの利用者からの訴訟リスクが高まっていると感じているか、日本公認会計士協会の品質管理

¹⁷ FASB, Board Meeting Handout, Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill, December 16, 2020.
(https://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&cid=1176175781040&d=&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage)

レビューや公認会計士監査審査会のモニタリングで指摘を受ける可能性が高まっているかについても質問を行っている。

5. のれんの減損認識は適時に行われているか、また、その金額の見積もりは適切か

今回の調査に固有のふたつ目のトピックは、監査人の立場からのれんの減損認識が適切に行われていると考えるか、である。最初の質問では、のれんの減損認識はその兆候に対して適時に行われていると思うか、それとも兆候に対して遅れて、または早く認識していると思うかを、「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（非償却）」のそれぞれについて尋ねた。続く質問では、のれんの減損損失の見積もり額が適切か、それとも過大または過小であるかを尋ねている。

のれんの費用化に関しては、いわゆる“too little, too late”の問題（のれんの費用価額があまりに小さく、またその認識があまりに遅い、という問題）が国際的に議論されている（IASB, 2020；ASBJ staff & HKICPA staff, 2020）。また、これまで学術研究では、経営者の裁量の余地が大きい資産の減損処理が利益マネジメント（ビッグバスなど）に利用されていることが指摘されてきた（Francis et al., 1996；Riedl, 2004）。本調査はこのような懸念について監査人がどのような認識をもっているかを尋ね、のれんの減損処理に懸念を生じさせる要因についても質問している。

なお、上述の質問と関連して、のれん控除後純資産を報告させることが、作成者に適時の減損処理を動機づけることになるかについても質問を行っている。この論点はIASB[2020]に示されている、のれん控除後純資産の金額をバランスシート上に表示させるというアイディアの有効性と関連するものである（IASB, 2020, pars.3.107-3.115 and Appendix-Presenting total equity excluding goodwill）¹⁸。

6. 現行制度から離れて、考えられうるのれんの会計処理のあり方（任意選択および条件別の「償却」・「非償却」の使い分け、ならびに論理的に考えうる代替的な処理方法）について、監査人はどのように評価するか

以前の調査に続き、本調査でも、「現行の会計基準では認められていないが、作成者が買収案件ごとに『規則的償却+減損処理』と『減損処理のみ（非償却）』を任意に選択する」という方法や一定の条件を満たすのれんについては非償却、それ以外については規則的償却とする」という「規則的償却+減損処理」と「減損処理のみ（非償却）」という二者択一以外の選択肢を与えられたときに、どのような会計処理方法が望ましいと考えるかについて

¹⁸ なお、この質問は、作成者および利用者を対象とした以前の調査でも尋ねているが、以前の調査の中では、「のれんに関する追加的な開示や会計処理のあり方は企業の行動に影響を及ぼすか」という括りで質問を行っていた。今回はのれんの減損認識の適時性に関わる認識をひとつの大きな論点として質問を行っているため、上述の質問に続く形で尋ねることにした（第2章の回答結果でもその順番で結果を紹介している）。

て質問した。

また、上述の質問に続けて、のれんの会計処理について「ありうる会計処理」を提示し、それらの会計処理に対しても、回答者の意見を求めた。具体的には、徳賀他〔2020〕同様、本調査で取り上げた「ありうる会計処理」は、「1. 減損処理なしの非償却(取得原価のまま)」、「2. 減損処理なしの規則的償却」、「3. 時価による継続的再評価(評価差額は純損益に反映)」、「4. 即時の一括費用計上」、そして「5. 剰余金(資本)との相殺消去」の5つである。われわれは、これらの会計処理方法の中に、「規則的償却+減損処理」または「減損処理のみ(非償却)」(つまり、米国基準・IFRSと日本基準で求められている処理)よりも回答者にとって望ましいと思える会計処理があるかについて質問した。

7. のれんの会計処理のあり方は作成者の行動(M&A)に影響を及ぼすか

本調査の最後の質問は、のれんの会計処理のあり方が作成者の行動(M&A)に影響を及ぼす可能性があるのかを尋ねたものである¹⁹。作成者の投資行動が、会計基準や財務会計(財務報告)の質によって、どのように影響を受けるか、いわゆる「リアル・エフェクト」に関する研究は近年、学術的に注目を集めているトピックとなっている(Roychowdhury et al., 2019; Shakespeare, 2020)²⁰。特に、のれんの減損処理に関しては、のれんの非償却化が無謀なM&Aにつながるのではないかと懸念が示されるなど、作成者の行動への影響と関連付けて言及がなされることもある。そこで、本調査でものれんの会計処理のあり方が作成者のM&Aに影響を及ぼす可能性があるかどうか回答者の見解を尋ねた。

第2章 調査結果

第1節 はじめに

ここからは、本調査で得られた結果を質問の内容と共に紹介していく。まず、本調査がどのように行われたかについて説明をしておく。本調査は2020年12月1日から2021年1月10日および2021年4月3日から2021年4月30日の二度にわたって、いわゆる大手監査法人(4法人)および準大手監査法人(6法人)のパートナーを対象に行われた(調査対象者は、大手監査法人1,680名、準大手監査法人281名、合計1,961名である)。回答はwebフォームを通じて収集し、全部で622件の回答があったが、2件については、一部の回答の間で不整合な結果がみられた。そこで、本稿ではこれらの回答を除いた620件(対象者数1,961

¹⁹ 徳賀他〔2020〕でも述べているように、この論点は経団連〔2017〕の内容とも関連したものである。経団連〔2017〕では、「IFRS適用の判断とのれんの会計処理」の中で、回答を行ったIFRS適用企業がIFRS適用に際して、のれん非償却化による自社への影響を考慮していたことを記述している。

²⁰ 関連して、IFRSの自発的適用が企業の無形資産への投資行動に影響を与えた可能性があることが、Amano〔2020〕によって指摘されている。その他、徳賀他〔2020〕ではこの論点を扱う意義を、先行研究を紹介しながらより詳しく説明しているため、併せて参照されたい(pp.18-19)。

名であり、回答率は31.62%)を分析に用いている²¹。

第2節 回答者の特性

回答結果を述べるに先立ち、本節では回答者の特性について述べておく。本調査でも、作成者および利用者を対象に行った調査同様、回答者の基本的な特性に関する情報についても収集を行った。具体的には、(1)公認会計士としての経験年数、(2)所属する監査法人の規模²²、(3)主な担当業務、(4)担当している企業が採用している会計基準、および、(5)担当している企業が属する産業区分について質問を行った。これらの質問に対する回答結果をまとめたものが図表2-1から図表2-5である。

回答者の経験年数の平均は23.2年(中央値は22.8年)であり、図表2-1に示されている通り、経験年数が20年以上30年未満の回答者が全体の56.3%を占めている。30年以上の経験年数をもつ回答者は全体の15.0%、10年未満の回答者と10年以上20年未満の回答者はそれぞれ1.0%と27.7%であった。

図表2-1 公認会計士としての経験年数

	回答件数	[%]
0年以上10年未満	6	1.0
10年以上20年未満	171	27.7
20年以上30年未満	348	56.3
30年以上	93	15.0
合計	618	100.0

(注) 本稿の分析に用いた回答の数は全てで620件であるが、図表2-1の作成にあたっては、経験年数として1年未満を回答していた2件を除いた618件を用いている。これは公認会計士としての経験年数としては非常に短く(本調査はパートナーを対象としている)、現在の所属事務所の在籍期間を記入したなど誤記入の可能性が高いと判断したためである。

回答者が所属する監査法人の規模別にまとめた結果は図表2-2の通りであった(この結果は、はじめに述べた通りである)。全体(620件)のうち、433件(69.8%)の回答は大手監査法人所属のパートナー、187件(30.2%)は準大手監査法人所属のパートナーからであった。

²¹ 脚注45も参照せよ。

²² 回答者に対しては、差し支えない範囲で、所属監査法人名の回答も依頼した。

図表 2-2 所属する監査法人の規模

	回答件数	[%]
大手監査法人	433	69.8
準大手監査法人	187	30.2
合計	620	100.0

続いて、本調査では回答者が主に担当している業務についても回答を収集した（複数回答あり）。その結果をまとめたものが図表 2-3 である。回答はのべ 914 件であり、監査・保証業務に携わっているとした回答が 606 件（66.3%）であった。回答者数が 620 名であることをふまえると、ほとんどの回答者が監査・保証業務に携わっていることが確認できる。次に回答が多かった担当業務は IPO 支援であり、126 件（13.8%）の回答があった。3 番目に多かった回答は IFRS 導入であり、91 件（10.0%）である。なお、本調査の回答者の中で、M&A 支援を主な担当業務としている回答者はほとんどおらず、回答は 9 件（1.0%）のみであった。

図表 2-3 主に担当している業務

業務	回答件数	[%]
監査・保証業務	606	66.3
IFRS 導入	91	10.0
IPO 支援	126	13.8
アドバイザー業務全般	62	6.8
AI 監査	9	1.0
M&A 支援	9	1.0
税務支援	3	0.3
その他	8	0.9
合計(のべ)	914	100.0

さらに、本調査では回答者が担当している企業の採用会計基準についても回答を依頼した（複数回答あり）。図表 2-4 にある通り、のべ 979 件の回答のうち、日本基準を採用しているという回答が 607 件（62.0%）、米国基準を採用しているという回答が 82 件（8.4%）、国際財務報告基準（IFRS）を採用しているという回答が 290 件（29.6%）となっている。この結果から、総回答数が 620 件であることから、ほとんどの回答者が日本基準を採用している企業を担当していることがわかる（97.9%＝607/620）。また、回答者の 46.8%（＝290/620）が IFRS を採用している企業を、そして 13.2%（＝82/620）が米国基準を採用している企業を担当していることがわかる。

なお、表には示していないが、「米国基準または IFRS を採用している企業を担当している回答者数」を計算すると、その数は 304 名であった。このことから 620 名の回答者のうち 49.0%が「減損処理のみ（非償却）」のアプローチをとる米国基準または IFRS を採用している企業を担当していることになる。

図表 2-4 担当している企業の採用会計基準

	回答件数	[%]
日本基準	607	62.0
米国基準（U.S. GAAP）	82	8.4
国際財務報告基準（IFRS）	290	29.6
合計(のべ)	979	100.0

最後に、回答者が担当している企業が所属する産業区分（業種）についても確認する。本調査ではこれまでの調査と同じように東証業種分類 33 業種にもとづく業種区分を用いて、担当している企業が所属する業種について回答を求めた（複数回答あり）。回答の集計結果は図表 2-5 にまとめている。

図表 2-5 からわかる通り、回答者が担当している企業が属している業種は非常に多岐にわたっていることがわかる。なお、回答者は複数の業種の企業を担当していることがうかがえるが、「特定の業種に限らない」を選んだ回答者は少ない（29 件のみ）。

図表 2-5 担当企業が属している産業区分

回答件数 [%]					
			精密機器	89	3.5
水産・農林業	16	0.6	その他製品	103	4.1
鉱業	9	0.4	電気・ガス業	38	1.5
建設業	127	5.0	陸運業	50	2.0
食料品	107	4.3	海運業	19	0.8
繊維製品	28	1.1	空運業	7	0.3
パルプ・紙	16	0.6	倉庫・輸送関連業	41	1.6
化学	100	4.0	情報・通信業	210	8.3
医薬品	77	3.1	卸売業	169	6.7
石油・石炭製品	18	0.7	小売業	190	7.6
ゴム製品	16	0.6	銀行業	84	3.3
ガラス・土石製品	12	0.5	証券・商品先物取引業	41	1.6
鉄鋼	25	1.0	保険業	28	1.1
非鉄金属	29	1.2	その他金融業	61	2.4
金属製品	43	1.7	不動産業	132	5.2
機械	120	4.8	サービス業	297	11.8
電気機器	99	3.9	特定の業種に限らない	29	1.2
輸送用機器	86	3.4	合計(のべ)	2516	100.0

第3節 監査人の回答の分析

第1項 のれんの会計処理に関する質問

「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」

最初の質問は、作成者・利用者を対象とした調査同様、本調査において最も重要なものであり、監査人の立場から、のれんの会計処理について、「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」のいずれが望ましいかを尋ねたものである。なお、これまでの調査と同じように、「どちらでも構わない」という選択肢を含めたうえで回答を求めた。設問と回答の集計結果は以下の通りである。

（Q1）のれんについて画一的な会計処理方法が求められる場合に、望ましい会計処理は「減損処理のみ（非償却）」ですか、それとも「規則的償却＋減損処理」ですか。以下の選択肢から該当するものをひとつだけお選びください。（選択肢は「減損処理のみ（非償却）」、「規則的償却＋減損処理」、および「どちらでも構わない」の3つ）

図表 3-1 いずれの会計処理が取得のれんの会計処理としてより望ましいか

	全体		（うち大手 監査法人）		（うち準大手 監査法人）	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 減損処理のみ（非償却）	41	6.6	29	6.7	12	6.4
2. 規則的償却＋減損処理	555	89.5	389	89.8	166	88.8
3. どちらでも構わない	24	3.9	15	3.5	9	4.8
合計	620	100.0	433	100.0	187	100.0

図表 3-1 からの発見事項をまとめると、次のようになる。まず、監査人のほとんどが「2. 規則的償却＋減損処理」が望ましい会計処理であると考えていることが明らかになった。回答全体では 555 件（89.5%）の回答が「規則的償却＋減損処理」を望ましい会計処理であると回答しており、「1. 減損処理のみ（規則的償却）」が望ましいとした回答は 41 件（6.6%）に過ぎなかった。

この回答傾向は回答者が所属する監査法人の規模別に回答結果を集計しても変わらない。図表 3-1 からわかる通り、「2. 規則的償却＋減損処理」が望ましいとした回答は、大手監査法人所属の回答者のみに限定した場合で 389 件（89.8%）、準大手監査法人の回答者のみに限定した場合で 166 件（88.8%）となっている。

以上の結果から、わが国の監査人の多くがのれんの事後の会計処理について、「2. 規則的償却+減損処理」を支持していることがうかがえる。

なお、本調査の回答者の中には、日本基準（または日本基準以外）を採用している企業のみを担当している回答者のみならず、日本基準を採用している企業と日本基準以外を採用している企業の両方を担当している回答者（両方の基準のもとでの実務経験を有する回答者）が含まれている。この点をふまえ、日本基準を採用している企業に加えて、日本基準以外の基準を採用している企業も担当している回答者に絞ったうえで Q1 の回答を集計したものが図表 3-2 である。ここで両方の企業を担当している回答者に注目する理由は、そのような回答者であれば、両基準に関する実務経験しており、その判断によりリアリティがあるからである²³。

「2. 規則的償却+減損処理」を望ましいとした回答は 86.9%（=253/291）、「1. 減損処理のみ（非償却）」を望ましいとした回答は 8.9%（=26/291）となっており、この場合も、「2. 規則的償却+減損処理」を支持した回答者がほとんどであった。以上より、回答の傾向は図表 3-1 で示したものとほぼ同じであることが確認できる²⁴。

図表 3-2 日本基準採用企業と日本基準以外採用企業の両方を担当している場合の回答

	回答件数	[%]
1. 減損処理のみ（非償却）	26	8.9
2. 規則的償却+減損処理	253	86.9
3. どちらでも構わない	12	4.1
合計	291	100.0

Q1 で「減損処理のみ（非償却）」がより望ましいとした回答者への追加的質問

続いて、Q1 において「減損処理のみ（非償却）」が望ましいとした回答者に行った追加的な質問に対する回答について結果を示す。回答者に追加的に行った質問は「減損処理のみ（非償却）」を望ましいとした理由に関するものである。質問事項と回答の集計結果は以下の通りである。

²³ なお、IFRS または米国基準を採用している企業のみを担当している 13 名の回答について確認したところ、「1. 減損処理のみ（非償却）」は 1 件、「2. 規則的償却+減損処理」が 11 件、そして「3. どちらでも構わない」が 1 件という結果であった。

²⁴ ただし、日本基準を採用している企業とそれ以外の基準を採用している企業の両方を担当しているとした回答者がそれぞれの企業に対して業務上、どの程度関与しているかは本調査のデータからはわからない。この点は結果を解釈する際に注意が必要である。

(Q1-1) 以下に挙げた理由は、減損処理のみ（非償却）の方が望ましいと考える理由としてどれほどあてはまっていますか。（選択肢：①＝「あてはまる」、②＝「どちらかという」とあてはまる」、③＝「どちらかという」とあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」）

（本調査で取り上げた理由）

1. のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから
2. のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから
3. のれんの償却費や償却後ののれん残高は、利用者にとって有用ではないから
4. 適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから
5. 企業はのれんの償却費分だけ報告利益が小さくなることに否定的だから
6. のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから
7. 規則的償却を認めると減損損失がもつシグナリング効果を低減させるから

回答結果は図表 3-3 に示しており、その発見事項は次のようにまとめられる。まず、「減損処理のみ（非償却）」を選んだ理由に該当するとした回答（「①あてはまる」と「②どちらかという」とあてはまる」の合計）が最も多かったのは「1. のれんに関して耐用年数や減価のパターンを予測するのは困難だから」であり、41 名中 36 名（87.8%）が該当すると回答していた。次に多かったものが「4. 適切な減損テストが行われれば、規則的償却の必要性はなくなるから」であり、41 名中 35 名（85.4%）が理由として該当すると回答していた。特に、前者（理由 1）については、「①あてはまる」という回答が全体の 70.7%（=29/41）を占め、耐用年数や減価のパターンの予測困難性が、「減損処理のみ（非償却）」を選んだ理由として強く支持されていることがうかがえる。

また、「2. のれんの価値はその後の企業努力によって維持されるから」も 73.2%（=30/41）が「減損処理のみ（非償却）」を支持する理由に該当すると回答しており、1 番目と 4 番目の理由に続く回答数の多さであった。その次は「3. のれんの償却費や償却後ののれん残高は、利用者にとって有用ではないから」という、利用者の観点に立った理由であり、58.5%（=24/41）が理由に該当すると答えている。回答者の半数以上が該当するとした最後の理由は「6. のれんを償却しなくてよい他の企業との比較可能性を損なうから」であり、その割合は 56.1%（=23/41）であった。残りの 2 つの理由については、図表 3-3 にある通り、該当するとした回答者は半数を下回っていることがわかる。

図表 3-3 「減損処理のみ（非償却）」がより望ましいと回答した理由
(上段は件数, 下段は割合 [%])

	①	②	①+②	③	④	③+④	⑤	合計
理由	29	7	(36)	1	2	(3)	2	41
(1)	70.7	17.1	(87.8)	2.4	4.9	(7.3)	4.9	100.0
理由	17	13	(30)	4	6	(10)	1	41
(2)	41.5	31.7	(73.2)	9.8	14.6	(24.4)	2.4	100.0
理由	13	11	(24)	6	9	(15)	2	41
(3)	31.7	26.8	(58.5)	14.6	22.0	(36.6)	4.9	100.0
理由	22	13	(35)	1	4	(5)	1	41
(4)	53.7	31.7	(85.4)	2.4	9.8	(12.2)	2.4	100.0
理由	3	5	(8)	9	22	(31)	2	41
(5)	7.3	12.2	(19.5)	22.0	53.7	(75.6)	4.9	100.0
理由	15	8	(23)	6	11	(17)	1	41
(6)	36.6	19.5	(56.1)	14.6	26.8	(41.5)	2.4	100.0
理由	9	10	(19)	11	9	(20)	2	41
(7)	22.0	24.4	(46.3)	26.8	22.0	(48.8)	4.9	100.0

(注) ①から⑤の数字はそれぞれ、①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」を表している。

加えて、本調査では「減損処理のみ（非償却）」の方が望ましいとした理由について次の質問も行った。

(Q1-2) Q1-1 に挙げられた理由以外に、減損処理のみ（非償却）の方が望ましい理由があれば以下の回答欄にご記入ください。

回答は 8 件（ただし、「特になし」などの回答は除く）であり²⁵、「買収した多くの事業は

²⁵ 自由回答を紹介するにあたって、趣旨が変わらない範囲で回答の一部省略や文章を変更した箇所（誤字

継続企業が前提であり、償却期間を設定しても効果発現期間がその時点でストップするわけではない」や「(Q1-1) 理由1が最も大きい。合理的な説明が出来るならば償却に反対しないが、残念ながら ASBJ の研究報告を含め、納得する理由はない」との意見があった。また、「償却を行ったうえで、買収時の計画との比較での減損テストを必要とする現在の日本基準の考え方はかえって複雑であり、必ずしも遡って合理的といいきれない買収時の計画との比較が実務的に有用とも考えにくい」と指摘する回答もあった。さらに、「のれんについては、時の経過に従って減価していくという前提があてはまらない」という回答や「IFRS や米国基準との整合性」や「国際比較の観点」を重視したことを理由とする回答もあった。回答の中には、「識別可能資産（無形資産）の認識を現在よりも強化し、プレミアムなどの超長期期の戦略的視点に立った、説明不能な資産のみをのれんとして認識のうえ、減損テストを行う方がよい」と意見を述べるものもあった。

Q1 で「規則的償却+減損処理」がより望ましいとした回答者への追加的質問

「規則的償却+減損処理」がより望ましいとした理由

ここからは、Q1 で「規則的償却+減損処理」がより望ましいとした回答者に追加的に行った質問とその回答結果について述べる。「減損処理のみ（非償却）」がより望ましいとした回答者のときと同じように、「規則的償却+減損処理」が望ましいとした回答者に対しても、その理由について次の質問を行った。

（Q1-3）以下に挙げた理由は、規則的償却+減損処理が望ましいと考える理由としてどれほどあてはまっていますか。それぞれについて該当するものをひとつずつお選びください。（選択肢：①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」）
（本調査で取り上げた理由）

1. のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから
2. 適切な期間配分によって収益と対応させるため
3. のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから
4. 他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから
5. 規則的償却は減損処理によって代替できないから
6. より慎重な合併・買収（M&A）の意思決定が促されるから
7. 減損処理のコストが軽減されるから

回答の集計結果は図表 3-4 にまとめた。「規則的償却+減損処理」を支持する理由として、

などの修正や表現および文体の統一）がある。これ以降の設問についても、自由回答の紹介については同様の変更や修正を施したうえで紹介を行うことにする。なお、趣旨が同じ回答については、それらをひとつにまとめて（あるいは、代表的なもののみを取り上げる形で）紹介することにする。

「1. のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」が該当しているとした回答（「①あてはまる」と「②どちらかというにあてはまる」の合計，以下同様）が最も多かった（89.4%=496/555）。次に理由として該当しているとした回答が多かったのは、「3. のれんの中で減価しない部分と減価していく部分は区別できないから」であった（79.1%=439/555）。以上の結果は、のれんの性質（例えば、のれんが減耗性資産であること）をふまえて、「規則的償却＋減損処理」が望ましいとした回答者が多かったことを示唆している。

図表 3-4 「規則的償却＋減損処理」がより望ましいと回答した理由
（上段は件数，下段は割合 [%]）

	①	②	①+②	③	④	③+④	⑤	合計
理由	348	148	(496)	26	23	(49)	10	555
(1)	62.7	26.7	(89.4)	4.7	4.1	(8.8)	1.8	100.0
理由	222	199	(421)	50	81	(131)	3	555
(2)	40.0	35.9	(75.9)	9.01	14.6	(23.6)	0.5	100.0
理由	238	201	(439)	59	42	(101)	15	555
(3)	42.9	36.2	(79.1)	10.6	7.6	(18.2)	2.7	100.0
理由	144	170	(314)	115	111	(226)	15	555
(4)	26.0	30.6	(56.6)	20.7	20.0	(40.7)	2.7	100.0
理由	157	195	(352)	88	95	(183)	20	555
(5)	28.3	35.1	(63.4)	15.9	17.1	(33.0)	3.6	100.0
理由	83	128	(211)	127	182	(309)	35	555
(6)	15.0	23.1	(38.0)	22.9	32.8	(55.7)	6.3	100.0
理由	100	138	(238)	116	184	(300)	17	555
(7)	18.0	24.9	(42.9)	20.9	33.2	(54.1)	3.1	100.0

（注）①から⑤の数字はそれぞれ，①＝「あてはまる」，②＝「どちらかというにあてはまる」，③＝「どちらかというにあてはまらない」，④＝「あてはまらない」，⑤＝「わからない」を表している。

次に、理由として該当しているとした回答が多かったのは、「2. 適切な期間配分によって収益と対応させるため」で、421 件（75.9%＝421/555）であった。収益と費用の対応関係からのれんの規則的償却を支持する回答者も多く存在することがうかがえるが、回答数が「1. のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」よりも 10%以上下回っている点は注目に値する。

これらの理由に続いて、理由として該当しているという回答が多かったものは「5. 規則的償却は減損処理によって代替できないから」であった（63.4%＝352/555）。回答者の割合は 60%以上ではあったものの、上述の 4 つと比べるとその割合は高くはないことがわかる。また、「4. 他の償却性資産の会計処理と整合的な会計処理だから」は回答者の割合が 56.6%（＝314/555）にとどまった。

残りの「6. より慎重な合併・買収（M&A）の意思決定が促されるから」と「7. 減損処理のコストが軽減されるから」はそれぞれ回答者の 38.0%（＝211/555）、42.9%（＝238/555）が理由としてあてはまると回答していた。償却再導入の議論においては、減損処理のコストの低減が償却再導入の根拠として挙げられることも多いが、「規則的償却＋減損処理」を支持する回答者の過半数が 7 番目の理由をあてはまるとは考えていない点は興味深い結果である。

続いて、「規則的償却＋減損処理」を支持している回答者に自由回答の形で以下の質問を行った。

（Q1-4）Q1-3 に挙げられた理由以外に、規則的償却＋減損処理の方が望ましい理由があれば以下の回答欄にご記入ください。

回答は「特になし」などを除いて 110 件であった。得られた回答のうち、主だったものを取り上げると次の通りである。

のれんの性質と自己創設のれんの非計上 多くの回答が取得時ののれんは減価していき、自己創設のれんと置き換わっていくことを、「規則的償却＋減損処理」の方が望ましいとする理由として挙げていた（例：「当初ののれんは減価するものと考えられ、のれんが維持されている場合は自らのコストにより維持されているものであり、自己創設のれんに相当する」、「減損のみとなると、減損認識されるまでの自己創設のれんの計上を認めることになり、現行基準の整合性が保たれていない」、「（著者注：非償却によって、実質的に自己創設のれんが計上されるという立場にたったうえで）事後に会社が自己創設した価値は取得時ののれんと直接の関係はない」）。

減損リスクの軽減や財務的健全性の観点 回答者の中には、「減損処理（非償却）」のもとで

は、減損損失計上時にサプライズが生じる可能性があることを指摘しているものがあつた（例：「のれんを減損のみとすると、減損イベントが生じた時点で大きな減損が生じることによるサプライズが発生する可能性がある」、「非償却では減損が生じる際には一気に多額に計上されることがあり、投資家保護の観点から償却した方が健全である」）。さらに、のれんが減価していく性質を有していることをふまえて、巨額ののれんが計上された貸借対照表は減損リスクが高いとみている回答者もいた（例：「商売自体は、徐々に陳腐化していくものであり、時代が変われば、競争力の源泉、技術力の源泉、販売力の源泉などは変化し自然と劣化していくものとする。巨額ののれんが計上されている貸借対照表は、頭ではわかっていても、減損リスクに対する恐怖を案じる」）。

また、財務的健全性の観点から、「規則的償却＋減損処理」によって、貸借対照表から、のれんを償却していくことが望ましいと考えている回答者もある程度数みられた（例：「〔のれんは〕超過収益力と断定できず、そのようなものが貸借対照表の資産に計上されていることに違和感がある」、「のれんの発生原因を特定することは不可能であり、その性格は多義的なものである。そういった性質ののれんをバランスシートに継続計上することの積極的な意義は乏しく、資産面でも損益面でも健全な会計思考ではないと考える」）。

恣意性の排除 回答の中で多かったもののひとつが、「規則的償却＋減損処理」の方が、「減損処理のみ（非償却）」に比べて、恣意性や見積もりの要素を排除できるという意見である（例：「のれんの評価は恣意性が介入して、減損回避に向かいやすい」、「恣意性が入る余地が少ないから」、「（のれんは）PPAで配分された残りであり、配分を正確にできないものにすぎない」「回収可能額の見積もりは、環境変化が激しい現状では不確実性高く、かつ主観的で恣意性が入り込む余地が高い」）。関連して、「規則的償却＋減損処理」によって、財務諸表の比較可能性が高まるという意見もみられた（例：「企業間の比較可能性を高めるため、規則償却によることが望ましい」）。

“too little, too late”問題への対処 “too little, too late”問題への対応の観点から、「現在、減損処理のみでは、too little, too lateの問題があるが、その問題は減損処理のみの世界では解決しえない」や「減損処理だけでは、適時に減価部分が表面化されないリスクがあり、適時性の観点で事後的に疑義が生じる可能性がある」といった意見もみられた。

監査人の責任や実務的な負担（コスト）の軽減 回答をみると、実務的な負担の観点から、「規則的償却＋減損処理」の方が望ましいと考えている回答者もいた（例：「M&Aが多く存在する会社においては、バランスシート上ののれん残高が非常に多額となり、業績悪化時点での会社の実務負担、監査法人側のコミュニケーションの負担が大きい〔…〕あくまでも『差額』にすぎないのであれば、規則的償却したほうが実務的負担は少ない」）。

また、ある回答者が「超過収益力の減価を適切に評価することは実務的に困難であり、減

損のみで適切な評価を行い得るとするのは幻想でしかなく、監査人に過重な責任・負担を負わせることとなっている」と述べるように、「減損処理のみ（非償却）」が監査人に過度な責任や負担を負わせていることを懸念している回答もあった。

その他 その他にも「IFRS 上場を目指す IPO 会社の中には、規則的償却の日本基準を免れるための IFRS を選択している意図が感じられる場合がある」という回答や「効果が発現する期間で応分のコスト負担をすべき。効果が長期にわたると主張したいのであれば、償却期間を長期にすることで関係者が納得すれば相当程度長期で償却すればいい」や「企業は一般的に一定の回収期間を想定の上、投資意思決定をする。その回収期間において費用負担をしながら超過収益力から得られる利益を対応させ、その後シナジーや回収期間後の利益を PL で享受する方が健全」といった収益費用対応の観点、そして「保守的な会計処理であるため（日系企業のビジネス・スタイルと親和性が高い）」という保守主義の観点を「規則的償却＋減損処理」を支持する理由として挙げている回答もみられた。

作成者がのれんの償却期間を決定する際に重要と考える要因について

のれんの「規則的償却＋減損処理」がより望ましいと答えた回答者に対しては、さらにのれんの償却期間を巡る論点についても追加的な質問を行った。質問事項とその回答結果は次の通りである。

（Q1-5）企業がのれんの償却期間を決定するにあたり、以下に挙げた要因はどれほど重要だと思われますか。各要因について該当するものをひとつずつお選びください。（選択肢：①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」）

（本調査で取り上げた要因）

1. 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間
2. シナジーが持続すると見込まれる期間
3. 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間
4. 関連する有形固定資産の耐用年数
5. 関連する他の無形固定資産の耐用年数

Q1-5 の回答結果は図表 3-5 にまとめている。ここでも「①あてはまる」と「②どちらかというにあてはまる」を選んだ回答をまとめて、その要因を作成者が重視しているとみなした回答としてカウントすることにした。

作成者が償却期間の決定に際して重視している要因として、最も回答が多かったのは、「1. 経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」であり、555件中513件（92.4%）であった。次に回答者が多かったのは「2. シナジーが持続すると見込まれる期間」であり、472件（85.0%）

の回答が作成者によって重視されている要因だとしている。3番目に回答が多かった要因は、「3. 被取得企業が単独でより高い将来キャッシュフローを維持すると見込まれる期間」であり、396件（71.4%）の回答が作成者によって重視される要因として回答している。

本調査で4番目と5番目の要因として取り上げた「4. 関連する有形固定資産の耐用年数」と「5. 関連する他の無形固定資産の耐用年数」を作成者が重視する要因とした回答は半数以下であり、それぞれ24.9%（=138/555）、32.3%（=179/555）であった。

図表 3-5 償却期間を決定する際に重要な要因
（上段は件数，下段は割合 [%]）

	①	②	①+②	③	④	③+④	⑤	合計
要因	330	183	(513)	21	21	(42)	0	555
(1)	59.5	33.0	(92.4)	3.8	3.8	(7.6)	0.0	100.0
要因	245	227	(472)	48	23	(71)	12	555
(2)	44.1	40.9	(85.0)	8.7	4.1	(12.8)	2.2	100.0
要因	162	234	(396)	103	46	(149)	10	555
(3)	29.2	42.2	(71.4)	18.6	8.3	(26.8)	1.8	100.0
要因	27	111	(138)	211	187	(398)	19	555
(4)	4.9	20.0	(24.9)	38.0	33.7	(71.7)	3.4	100.0
要因	35	144	(179)	198	161	(359)	17	555
(5)	6.3	26.0	(32.3)	35.7	29.0	(64.7)	3.1	100.0

（注）①から⑤の数字はそれぞれ、①＝「あてはまる」、②＝「どちらかというにあてはまる」、③＝「どちらかというにあてはまらない」、④＝「あてはまらない」、⑤＝「わからない」を表している。

作成者がのれんの償却期間を決定する際に重視している要因についても回答者に自由回答形式で回答を求めた。

（Q1-6）のれんの償却期間を決定するにあたり、Q1-5 で挙げられているもの以外に重要だと考えられる要因があれば以下の回答欄にご記入ください。

回答は全部で46件（「なし」「特になし」などの回答は除外した）であり、主要なものを

まとめると以下の通りである（類似した回答については、ひとつの回答に集約した）²⁶。

- ・ 超過収益力の持続（発現）期間
- ・ 日本基準の規定（償却期間の上限）
- ・ 関連する財・サービスのライフサイクルや技術革新（陳腐化）のスピード
- ・ 市場の変化・マーケットの状況（縮小しているか）・海外展開の有無
- ・ 経営的資源（人材・組織機構）・人材の勤続年数
- ・ 過去の投資における「投資の成果」が出るまでの期間や経営陣が交代するまでの期間
- ・ 各期の利益水準
- ・ 5年や10年といった区切りを考慮
- ・ 中長期の事業計画
- ・ 客観的なデータにもとづく、ビジネスの継続可能期間

のれんの償却期間に関する規定のあり方について

引き続き、Q1で「規則的償却＋減損処理」を選んだ回答者に対して、のれんの償却期間の規定のあり方について意見を尋ねた。この論点に関する最初の質問は次の通りである。

（Q1-7）のれんの会計処理として規則的償却が望ましいとした場合、のれんの償却期間に関する規定をどのように定めるべきだと思いますか。もっとも望ましい回答をひとつお選びください。

（選択肢）

1. 償却期間の上限を設けるべき（例：「〇〇年以内で償却」という規定とすべき）
2. 画一的な償却期間を設けるべき（例：「〇〇年で償却」という規定とすべき）
3. 償却期間に関する規定を設けるべきではない

図表 3-6 によれば、回答者の 74.2%（=412/555）は「1. 償却期間の上限を設けるべき（例：「〇〇年以内で償却」という規定とすべき）」と考えていることがわかる。他方、「2. 画一的な償却期間を設けるべき（例：「〇〇年で償却」という規定とすべき）」を支持した回答者は少なく、全体の 8.1%（=45/555）であった。「3. 償却期間に関する規定を設けるべきではない」を支持した回答者は 17.7%（=98/555）にとどまったが、その割合は画一的な償却期間を求める規定よりも高くなっている。

²⁶ この 51 件の中には、償却期間に関連して興味深い意見も含まれていたが、のれんの償却期間として作成者が重視していると考えられる要因を取り上げるという観点から割愛したものもある。また、本文中で取り上げた要因以外にも、「超過収益力が継続する期間だと思うが、シナジーとは違う」という指摘や「取得に当たっての経営者の意思」という回答もあった。結局のところ、「何を買ったのか次第」とであるという回答もあった。

図表 3-6 償却期間の規定のあり方について

	回答件数	[%]
1. 償却期間の上限を設けるべき（例：「〇〇年以内で償却」という規定とすべき）	412	74.2
2. 画一的な償却期間を設けるべき（例：「〇〇年で償却」という規定とすべき）	45	8.1
3. 償却期間に関する規定を設けるべきではない	98	17.7
合計	555	100.0

続いて、実際の質問票の順番とは前後するが、例外規定の是非に関する質問（Q1-10）について、回答結果を説明する。なお、この質問は、「1.償却期間の上限を設けるべき（例：「〇〇年以内で償却」という規定とすべき）」および「2. 画一的な償却期間を設けるべき（例：「〇〇年で償却」という規定とすべき）」を選んだ回答者のみを対象にしている。

（Q1-10）償却期間に関する規定について、例外規定を設けるべきだと思いますか。以下の選択肢の中から該当するものをひとつお選びください。（選択肢：①＝「設けるべき」、②＝「設けるべきではない」）

図表 3-7 に示されている通り、全ての回答 457 件のうち 313 件（68.5%）が例外規定を「設けるべきではない」を選んでおり、「設けるべき」を選んだ回答は 144 件（31.5%）にとどまった。作成者・利用者に対する調査結果と同じように、例外規定を「設けるべきではない」とする回答の方が高い割合となっている。今回の調査結果を作成者・利用者と比べてみると（作成者〔全体〕は 58.6%、利用者は 63.5%が「設けるべきではない」を選択）、監査人の結果の方が「設けるべきではない」を選んだ回答者の割合が高かった（ただし、利用者とはわずかな差である）。この点は興味深い発見事項といえる。

図表 3-7 例外規定を設けるべきか

	回答件数	[%]
設けるべき	144	31.5
設けるべきではない	313	68.5
合計	457	100.0

本項の最後に、具体的な償却期間の上限または画一的な償却年数に関する回答結果について述べる。まず、「1. 償却期間の上限を設けるべき（例：「〇〇年以内で償却」という規定とすべき）」を選んだ回答者に次の質問への回答を求めた。

(Q1-8) 償却期間の上限は何年とすべきだと思いますか。該当するものをひとつお選びください。なお、「その他」を選ばれた方のみ、回答欄に具体的に年数をご記入ください。

図表 3-8 からわかる通り、償却期間の上限としてもっとも回答が多かったのは 10 年であり、回答者の 48.8% (=201/412) が 10 年を選択していた。次に多かった回答は 20 年であり、全体の 36.9% (=152/412) であった。この結果は、作成者（最も回答が多かったのは 20 年、次が 10 年）と比べると、監査人の方がより保守的な償却期間を望んでいることを示してい

図表 3-8 償却期間の上限について

	回答件数	[%]
20 年	152	36.9
15 年	32	7.8
10 年	201	48.8
5 年	25	6.1
その他	2	0.5
合計	412	100.0

ると解釈できる。また、学術の研究の結果に示されているように、おおむね企業の超過収益力が 10 年以内に消失していくと考えるならば（企業会計基準委員会 [2015b]）、監査人の方がのれんの「経済的実態」を捉えようとしているという可能性を考えることもできる。なお、15 年を選んだのは全体の 7.8% (=32/412)、5 年を選んだのは 6.1% (=25/412) であった。その他を選んだ 2 件の回答はともに 30 年が上限として望ましいと回答していた。

次に、「2. 画一的な償却期間を設けるべき（例：「〇〇年で償却」という規定とすべき）」を選んだ回答者に対しては、償却期間の年数について次の質問を行った。

(Q1-9) 償却期間は何年とすべきだと思いますか。該当するものをひとつお選びください。なお、「その他」を選ばれた方のみ、回答欄に具体的に年数をご記入ください。

画一的な償却期間を定めるべきだと考える回答者の中で、回答が最も多かった年数は図表 3-9 にある通り、10 年であり、回答者の 53.3% (=24/45) に及んでいる。次いで多かった回答は 5 年で、回答者の 28.9% (=13/45) が選択していた²⁷。15 年と 20 年を選択した回答

²⁷ 企業会計基準委員会 [2015b] の調査によれば、日本基準で連結財務諸表を作成している JPX400 採用企業（2014 年 3 月 31 日が報告日であるものを対象）の中で最も多かったのれんの償却期間（ただし償却期間

者はそれぞれ 2 件（4.4%）と 4 件（8.9%）であり、両方を合わせても 13%程度にとどまった。今回の調査では、回答者のほとんどが 5 年もしくは 10 年という一律の償却期間を支持しているという結果を得られた。なお、その他として 2 件（4.4%）の回答があり、具体的な年数として、1 年と 7 年が挙げられていた。

図表 3-9 一律の償却期間の年数について

	回答件数	[%]
20 年	4	8.9
15 年	2	4.4
10 年	24	53.3
5 年	13	28.9
その他	2	4.4
合計	45	100.0

第 2 項 のれんの性質について

ここからはのれんの性質に関して行った質問事項とその結果を述べる。

のれんには半永久的に減価しない部分があるか

（Q2）のれんには半永久的に価値が維持される部分があると考えますか。以下の選択肢から該当するものをひとつお選びください。

（選択肢）

1. 全部または大部分の価値は半永久的に維持される
2. 半永久的に価値が維持される部分も維持されない、部分も両方存在する
3. 半永久的に価値が維持される部分はない
4. わからない

図表 3-10（全体の結果）にある通り、のれんについて「3. 半永久的に価値が維持される部分はない」を選んだ回答が最も多く、回答者の 54.7%（=339/620）であった。次に多かったのは「2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」を選

を範囲で答えていた場合の結果は除く）は 5 年（54.8%）であり、次は 20 年（14.1%、10 年は 9.6%）であった（par.13）。また、石井 [2017] は 2007 年 3 月期から 2016 年 3 月期の期間で収集した日本のサンプル 1,760 社・年の中で、最も多かった償却期間は 5 年（46.0%）であり、次が 10 年（20.7%）であることを報告している（p.30）。本調査では、画一的な償却期間とすべき年数として 10 年が最も多く、次が 5 年となっており、実態の調査結果とは異なる部分はあるものの、5 年や 10 年を支持する回答が多かった理由として、回答者が実際に実務で採用されている償却期間をふまえて回答を行った可能性が考えられる。

んだ回答であり、回答者の割合は 39.7% (=246/620) であった。この 2 つで回答だけで 94.4% を占めていることがわかる。

ただし、Q1 の回答にもとづいて、回答を「減損処理のみ（非償却）」、「規則的償却＋減損処理」、「どちらでも構わない」に分けて集計すると、上述の傾向とは異なる傾向もみえてくる。図表 3-10 には Q1 の回答にもとづき、Q2 の回答を集計し直した結果も掲載しているが、「減損処理のみ（非償却）」と「どちらでも構わない」のグループでは、「3. 半永久的に価値が維持される部分はない」よりも「2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」を選んだ回答者の割合が高くなっている。他方で、「規則的償却＋減損処理」のグループでは、「2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」よりも「3. 半永久的に価値が維持される部分はない」を選んだ回答者の割合が高くなっていることがわかる。

図表 3-10 のれんの性質

	全体		減損処理のみ（非償却）		規則的償却＋減損処理		どちらでも構わない	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 全部または大部分の価値は半永久的に維持される	7	1.1	5	12.2	2	0.4	0	0.0
2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する	246	39.7	25	61.0	207	37.3	14	58.3
3. 半永久的に価値が維持される部分はない	339	54.7	8	19.5	322	58.0	9	37.5
4. わからない	28	4.5	3	7.3	24	4.3	1	4.2
合計	620	100.0	41	100.0	555	100.0	24	100.0

のれんの性質に関する認識がのれんの会計処理としてどのような会計処理が望ましいかという見解にどのように影響しているかについては、今後さらなる検討が必要であるものの、上述の結果から、両者の間には何らかの関連があることが予想される。

のれんを構成する要素

のれんの性質と関連して、本調査でもこれまでの作成者・利用者に対する調査同様、のれ

んを構成する要素について次の質問を行った。ただし、この質問は Q2 で「2. 半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在する」や「3. 半永久的に価値が維持される部分はない」を選択した回答者のみを対象に行った。

(Q2-1) 以下ではのれんを構成する要素として考えられる項目が列挙されています。以下の項目全てについて該当するものをひとつずつお選びください。(選択肢：①＝「減価する」、②＝「おおむね減価する」、③＝「おおむね減価しない」、④＝「減価しない」、⑤＝「わからない」、⑥＝「のれんの構成要素ではない」のいずれかを選択)
(本調査で取り上げた要素)

1. ブランド
2. 営業上のノウハウ
3. 独自の技術
4. ビジネス・モデル
5. 人的資源
6. 立地条件

図表 3-11 に示した回答結果をまとめると次の通りである。まず「1. ブランド」の要素について減価するとした回答者(「①減価する」と「②おおむね減価する」の合計、以下同様)は全体の 47.0% (=119/253) であった。続いて、「2. 営業上のノウハウ」の要素について減価するとした回答者は全体の 80.6% (=204/253) であった。「3. 独自の技術」の要素についても減価するとした回答者は多く、77.1% (=195/253) であり、「4. ビジネス・モデル」も 84.2% (=213/253) の回答者が減価すると回答している。「5. 人的資源」の要素は 74.3% (=188/253) の回答者が減価すると回答しており、「6. 立地条件」については 39.5% (=100/253) が減価すると回答している。なお、「6. 立地条件」については「わからない」「のれんの構成要素ではない」を合わせて 24.9% の回答があった点は注意が必要である。

図表 3-11 のれんの構成要素について（上段は件数，下段は割合 [%]）

	①	②	①+②	③	④	③+④	⑤	⑥	合計
要素(1)	25	94	(119)	79	22	(101)	11	22	253
	9.9	37.2	(47.0)	31.2	8.7	(39.9)	4.4	8.7	100.0
要素(2)	65	139	(204)	15	14	(29)	10	10	253
	25.7	54.9	(80.6)	5.9	5.5	(11.5)	4.0	4.0	100.0
要素(3)	66	129	(195)	33	6	(39)	6	13	253
	26.1	51.0	(77.1)	13.0	2.4	(15.4)	2.4	5.1	100.0
要素(4)	75	138	(213)	15	5	(20)	12	8	253
	29.6	54.6	(84.2)	5.9	2.0	(7.9)	4.7	3.2	100.0
要素(5)	69	119	(188)	27	9	(36)	18	11	253
	27.3	47.0	(74.3)	10.7	3.6	(14.2)	7.1	4.4	100.0
要素(6)	29	71	(100)	72	18	(90)	33	30	253
	11.5	28.1	(39.5)	28.5	7.1	(35.6)	13.0	11.9	100.0

（注）①から⑤の数字はそれぞれ，①＝「あてはまる」，②＝「どちらかというにあてはまる」，③＝「どちらかというにあてはまらない」，④＝「あてはまらない」，⑤＝「わからない」を表している。

続いて、のれんを構成する要素について次の質問を行い、自由に回答してもらった。

（Q2-2）Q2-1で挙げられている項目以外にのれんを構成すると考えられる要素があれば以下の回答欄にご記入ください。

回答は 26 件（ここでも「特になし」などは除外した）であった。通常、のれんは（PPA [取得原価の配分] が厳格に適用され、識別可能な無形資産がすべて識別されれば）超過収益力やシナジーによって構成されることになると考えられるが（いくつかの回答がこれらの項目を挙げていた）、これらに加えて、次のような要素が回答として挙げられていた（類似した回答はまとめている）²⁸。

²⁸ 本文中で取り上げているもの以外に、以下のような回答（コメント）もあった（一部のみ紹介）。例えば、立地条件について「立地条件については、駅前立地などは減価すると思われるが、国立公園内の敷地などのように特殊性が高いケースでは減価しないケースがあると思われる」というコメントがあった。また、のれんを差額概念としたうえで、「のれんの構成要素には〔…〕シナジーによるものと時価評価により生じる一時差異に起因した会計上ののれんとに分かれていると思われる。後者については、関連する資産の償却期間に合わせた減価が望ましいと思う」や「のれんは超過収益力ではなく、説明不能の差額と考えるべき。価値を示すものではない。プレミアムなどは説明不能の差額。事業計画やDCFで取得価格の妥当性を説明できるということは何らかの識別可能資産が存在すると考えるべき」という回答があった。また、「内容により答えは変わる」のように、一概にはのれんの構成要素はわからないという回答もあった。

- 顧客との関係（顧客基盤，契約条件），ネットワーク，マーケットシェア
- 業界内での地位，参入障壁，メガトレンドにおける事業ポジション
- ノウハウ（人材育成ノウハウ，製造ノウハウ），戦略・戦術プレミア（経営戦略の買収），研究開発力・サプライチェーン
- ビジネスの根幹となる商標権・商号
- 企業文化
- コントロールプレミアム（支配権），他社競合による価格調整分，過大支払部分，株式交換の場合に移転した対価である株式の公正価値測定により過大となる部分
- 株主との関係

また，これまでの調査には含めていなかったものの，本調査では次の質問に対しても回答を求めた。

（Q2-3）のれん金額については，被合併・被買収企業に対する過大評価部分が含まれているのではないかと指摘されることがあります。貴方は，被合併・被買収企業に対する過大評価部分がのれん額の中に含まれていると思われますか。以下の選択肢から該当するものをひとつお選びください。

（選択肢）

1. かなり含まれている
2. 含まれている
3. あまり含まれていない
4. 含まれていない
5. わからない

図表 3-12 にある通り，のれんの金額に過大評価部分が含まれているのではないかと懸念について，「かなり含まれている」を選んだ回答が 140 件（22.6%），「含まれている」を選んだ回答が 406 件（65.5%）となっていた。この 2 つだけで回答全体の 88.1%を占めている点は興味深い結果だといえる。回答者のほとんどがのれんに過大評価部分が含まれると回答していることについては，取得時において，取得企業側が被取得企業を過大評価し，その結果，のれんにオーバープライシングされた部分が含まれていると考えた回答者に加え（これは後述する Q3-1 などの自由回答にも表れている），取得後において償却不足や減損の認識が遅延することにより，のれんが過大評価になってしまっていると考えた回答者がいたためではないかと考えられる。いずれにしても，監査人の目からは，のれんには被取得企業の過大評価部分が（程度の差はあれ）含まれている可能性が高いとみなされているようである。

図表 3-12 のれんに過大評価部分が含まれるか

	回答件数	[%]
1. かなり含まれている	140	22.6
2. 含まれている	406	65.5
3. あまり含まれていない	31	5.0
4. 含まれていない	16	2.6
5. わからない	27	4.4
合計	620	100.0

第3項 のれんと監査の質について

のれんの監査の困難さ

続くトピックは監査人を対象とした本調査固有のものであり、のれんと監査の質についていくつかの質問を行った。最初に行った質問はのれんを監査するうえでの困難さについてであり、具体的な質問とその回答結果は次の通りである。

(Q3) のれんの監査を行うにあたって、一般的に、他の資産に比べて、のれんの価値評価に関する監査はどの程度困難でしょうか。以下の選択肢の中からひとつだけお選びください。

(選択肢)

1. 他の資産の評価よりも困難である
2. 他の資産の評価と変わらない
3. 他の資産の評価の方が困難である
4. わからない

まず、図表3-13から、回答者（全体）の89.2%（=553/620）が、のれんは「1. 他の資産の評価よりも困難である」と考えていることがわかる。他の回答を確認すると、のれんが「2. 他の資産の評価と変わらない」とした回答者は全体の8.9%（=55/620）にとどまっており、「3. 他の資産の評価の方が困難である」とした回答者はほとんどいなかった（0.5%=3/620）。監査人のほとんどがのれんは他の資産と比べて、監査が困難な資産であると認識していることがわかる。

なお、回答者を所属する監査法人の規模によって分けて回答を再集計した場合も、回答の傾向は全回答を用いた場合と同じであった。大手監査法人に所属する回答者も準大手監査法人に所属する回答者も、所属する監査法人の規模によらず、そのほとんどがのれんは「1. 他の資産の評価よりも困難である」と考えていることがわかる（大手監査法人については90.3%=391/433、準大手監査法人についても86.6%=162/187）。

図表 3-13 のれんに関する監査の困難さ

	全体		うち大手監査法人		うち準大手監査法人	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. 他の資産の評価よりも困難である	553	89.2	391	90.3	162	86.6
2. 他の資産の評価と変わらない	55	8.9	36	8.3	19	10.2
3. 他の資産の評価の方が困難である	3	0.5	1	0.2	2	1.1
4. わからない	9	1.5	5	1.2	4	2.1
合計	620	100.0	433	100.0	187	100.0

次に、上述の Q3 において「1. 他の資産の評価よりも困難である」を選択した回答者に対しては、自由回答形式で次の質問に対する回答も依頼した。

(Q3-1) 監査におけるのれんの価値評価は、他の資産の評価と比べて、どのような点で困難さを伴いますか。具体的な要因について、以下の回答欄にご記入ください。

回答は 490 件あり、ここでそのすべてを紹介することは難しいため、以下では、主だった回答について、内容を紹介する。

事業（経営）計画の合理性・妥当性を検証することの困難さ 多くの回答者から、作成者（クライアント）の事業（計画）計画の合理性や妥当性を評価（検討）することが難しい、という回答があった（例：「のれんに関わる事業全体の長期間にわたる事業計画の評価が必要であり、重要な仮定における見積もりの不確実性の要素が非常に大きく、その一方で経営者の見解を明らかに否定できる要素も少ないことが多い」、「買収先の経営計画の妥当性の確認は、買収先のビジネス、過去の実績、将来の展望など様々なことがわかっていないと確認できない」²⁹、「経営者の恣意性を排除することは不可能であり、また、実現可能性を判断するに足る情報は外部の監査人では独自に入手することはできないため、会社側の資料提供・説

²⁹ 関連して、「特に新規ビジネス・モデルや海外など事業領域が異なる場合の会社の仮説に対する検証は困難を伴う領域だと感じる」、「のれんの源泉が革新的な技術やビジネス・モデルである場合、これが減価、毀損しているかどうかの判断が困難である」、また「新たな領域へのチャレンジとして M&A が利用される場合で、将来のシナジー等の期待が込められるような場合もあり、通常の将来計画の評価よりも難しい場合が多い」という指摘もあった。

明に多くを依存せざるを得ない」)。

また、のれん取得時の事業（経営）計画が見直される場合（事業再編が行われる場合）にも、のれんの評価が困難になることを指摘する回答者もいた（例：「当初、のれんを認識した時点の元となる事業計画から数年経過し、組織再編などが生じて、事業計画を見直したような場合に、困難さを伴う」、「買収後はいろいろな部門、事業再編もあることが多く、超過収益力が継続しているかわかる情報を永続的に管理しきれないケースがほとんどではないか」）。

多くの見積りや主観的な要素が存在することに伴うのれんの評価の困難さ 上述の内容と明確に区別することは難しいが、のれんの評価は見積りの要素が数多く含まれているため、客観的に評価することを指摘する回答も多かった（例：「のれんの評価には多くの場合、長期間にわたる見積りの要素が含まれているため、その妥当性の判断が難しい」）。また、回答の中には、のれんの評価は事業そのものの評価であることに言及しているものもあった（例：「のれんの評価は事業そのものの評価であり、株式市場での株価と同じく様々な要素の影響を受け、変動性の極めて高いものである」）。

さらに、超過収益力やシナジーなどののれん価値の源泉となっている要素について客観的に評価することが難しいと感じている回答者は多いようである（例：「取得企業の考え方戦略によってその価値評価の幅は他の資産よりも広い〔…〕経営者の取得目的やシナジー、経営戦略にもとづき算定される部分があり、主観性や不確実性が他の資産評価よりも多い」、「将来の利益成長やシナジーなどの仮定について客観的な裏付けによる検証が困難」、「将来事業計画の見積りの監査には、不確実な点が多く、特にシナジー効果を考え出すと、ほぼ不確実な点ばかりになってしまう」）。

加えて、のれんの「個別性（固有性）」を理由として挙げている回答も複数あった（例：「ほとんどが見積り要素であり、個別性も強い」、「他ののれんと比較することができない」）。これは事例が存在しないことが監査を難しくしている要因となっているということであろう。また、他の資産とは異なり、のれんが何を表しているか曖昧な資産であることも、その評価を困難にしている要因として指摘されていた（例：「のれんの正体自体が特定しにくく価値評価が難しい」、「のれんは内容が特定できないものであることから、何をもって評価すればよいか、取得毎に異なるため、検証が難しい」）。

のれんの性質（「差額」としてののれん） 上述の回答ほどではないが、回答者の中にはのれんが差額（残余）として測定されるものであり、その発生原因を分析することや直接評価することが難しい資産であることに言及している回答も多かった（例：「のれんは買収対価を他の資産に配分した残りであり、直接評価することができない」、「識別可能資産負債配分後の残余であり、様々な要因が複雑に含む差額概念であるため、使用目的や用途、効用が特定される他の資産と比べて、将来のキャッシュフローの生成能力の測定が困難」、「結局は純

資産持分相当額と会社がいろいろな思惑で取得を決めた価額の差額でしかない」)。

加えて、のれんは取得対価と被取得企業の純資産との差額に過ぎず(オーバープライシング[過払い]部分が含まれている,あるいは,買収価格が妥当ではないと考えられるケースもある),合理的に説明することが難しいことを指摘する回答もあった(例:「差額でしかないのれんにつき,取得価額の妥当性の論点が表裏一体で存在する」,「のれんの構成要素(シナジー,コントロールプレミアム,過払いなど)が分離把握できないところに,経済的実態を考慮した評価額を算定することは困難」,「入札による場合典型であるが,競争的な価格で決定された金額がなぜ合理性があるのかは説明が難しい」)。

PPA やのれんの配分の困難さ いくつかの回答が,PPA やCGU(資金生成単位)へののれんの配分の問題があることを,のれんの評価を難しくしている理由として取り上げていた(例:「企業買収ののれんの評価は,当事者間の企業価値評価を基礎として(買収価格交渉含む)決定されると共に,PPA との差額として認識されるため,多くの見積要素があり,客観的な価値評価が難しく,それが監査を困難にさせている」,「購入した際の事業計画が,実際にはビジネス形態が変化することでCFの生成単位を把握するのが難しくなる」)。のれんが配分されたCGUに本当にシナジーが及ぶのか,その評価が困難であることを指摘している回答もあった(例:「シナジーが及ぶ被買収企業/事業以外のCGUにのれんが配分されることがあるが,本当にシナジーが及ぶのか(配分が適切なのか)の判断が極めて恣意的であり,監査上適切かどうかの判断が難しい」)。

償却期間の問題 のれんの償却期間の妥当性を評価することが難しい点(ルールがない点)がその評価が難しい理由であると説明している回答もいくつかみられた(例:「のれんの償却期間の算定方法に,明確なルールがないため,その妥当性判断が困難」,「のれんの回収期間の算定が困難であり,経営者の恣意性が入る余地がある」,「のれん償却年数自体に合理的な裏付けが乏しいと考えられるなか,償却を前提とした減損テストの合理性に疑問を感じる」)。また,のれんの回収期間が長期にわたっている点を挙げている回答もあった(例:「回収期間が長期にわたる点」)。

減損テストのコストや高度な専門的知識の必要性 回答の中にはIFRSのもとでの毎期の減損テストが作成者と監査人にとって大きなコストになっていると回答しているものがあった(例:「IFRSの場合は減損の兆候がなくても年次テストを実施する必要がある,企業および監査人側にコストがかかる」)。また,のれんの評価に関しては他の専門家が必要であること,専門性が高く,高度な判断が求められていることが,他の資産に比べて,のれんの評価が難しくなっている理由として挙げられている回答もあった(例:「のれんの評価額はのれんの発生原因により様々なケースがあり,その妥当性を判断する際に様々な専門家の意見を聞きながら進める必要がある」,「WACCの計算について会社が外部の専門家を利用する

ことが必要な場合が多いが、会社はその理解が欠けている場合がある」)。

のれんの評価と経営者の責任問題 のれんの減損損失を計上することが経営者（陣）の責任問題につながることは、のれんそのものの評価の困難さと相俟って、監査を難しくしていると考えている回答者もいた（例：「のれんの減損はあくまで基準に沿った会計処理にすぎないが、実際は、減損することは買収の決定を下したマネジメントの引責問題に結びつきやすい」、「経営トップの意向を忖度しないガバナンスが無い限り、経営判断や経営成果の分析や文書化は常に不足があり、減損認識は常に遅れる結果になりやすい」、「非償却ののれんを減損する場合には、金額が巨額化し、当該事業が経営として失敗したと大きく関連付けられる傾向が強いため、クライアントとの減損認識のタイミングや減損測定額の調整が困難となることが多い」)。

のれんの監査と訴訟リスク

続いて、同じく Q3 において「1. 他の資産の評価よりも困難である」を選択した回答者に対して、訴訟リスクに対する認識について、以下の質問を行った。

（Q3-2）のれんが監査対象に入っていることによって、株主等の財務諸表利用者からの訴訟リスクは高まっていると思いますか。以下の選択肢の中からひとつだけお選びください。

（選択肢）

1. かなり高まっている
2. やや高まっている
3. かわらない
4. やや低くなっている
5. かなり低くなっている
6. わからない

図表 3-14 から、回答全体ではのれんの監査に伴って財務諸表利用者からの訴訟リスクが高まっていると認識している回答者（「1. かなり高まっている」と「2. やや高まっている」の合計）が過半数を占めていることを確認できる。具体的には、回答者の 62.9% (=348/553) が程度の差はあれ、訴訟リスクが高まっていると回答している。ただし、のれんが監査対象となることで訴訟リスクは変わらないとしている回答者も 32.2% (=178/553) おり、のれんと訴訟リスクの関係に対する認識は、回答者によって異なっていることがわかる。なお、上述の傾向は回答を監査法人の規模別に分けた場合でも変わっていない。

図表 3-14 のれんの監査と訴訟リスク

	全体		うち大手監査法人		うち準大手監査法人	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. かなり高まっている	86	15.6	58	14.8	28	17.3
2. やや高まっている	262	47.4	187	47.8	75	46.3
(1 と 2 の合計)	(348)	(62.9)	(245)	(62.7)	(103)	(63.6)
3. かわらない	178	32.2	128	32.7	50	30.9
4. やや低くなっている	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. かなり低くなっている	1	0.2	1	0.3	0	0.0
6. わからない	26	4.7	17	4.3	9	5.6
合計	553	100.0	391	100.0	162	100.0

のれんの監査と品質管理レビューなどでの指摘

さらに、同じ回答者を対象に、訴訟リスクに加えて、のれんの監査と日本公認会計士協会の品質管理レビューや公認会計士監査審査会でのモニタリングで指摘を受ける可能性との関連についても、以下の質問を行った。

(Q3-3) のれんが監査対象に入っていることによって、日本公認会計士協会の品質管理レビューで指摘を受けたり、公認会計士監査審査会のモニタリングで指摘を受けたりする可能性が高まっていると思いますか。以下の選択肢の中からひとつだけお選びください。

(選択肢)

1. かなり高まっている
2. やや高まっている
3. かわらない
4. やや低くなっている
5. かなり低くなっている
6. わからない

図表 3-15 にあるように、回答者全体でみても、監査法人の規模別にみても、ほとんどの回答者が、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士監査審査会でのモニタリングで指摘を受ける可能性が高まっているとの認識を示している。また、図表 3-15 からわ

かる通り、全体では 88.4% (=489/553)、大手監査法人では 86.7% (=339/391)、準大手監査法人では 92.6% (=150/162) の回答者が、「1. かなり高まっている」または「2. やや高まっている」を選択肢していた。

図表 3-15 のれんの監査と品質管理レビュー（日本公認会計士協会）やモニタリング（公認会計士監査審査会）

	全体		うち大手監査法人		うち準大手監査法人	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. かなり高まっている	285	51.5	190	48.6	95	58.6
2. やや高まっている	204	36.9	149	38.1	55	34.0
(1 と 2 の合計)	(489)	(88.4)	(339)	(86.7)	(150)	(92.6)
3. かわらない	58	10.5	47	12.0	11	6.8
4. やや低くなっている	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5. かなり低くなっている	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6. わからない	6	1.1	5	1.3	1	0.6
合計	553	100.0	391	100.0	162	100.0

第4項 のれんの減損認識の判断について

本項も監査人に固有の質問に関するものであり、「のれんの減損認識の判断」についての回答結果を示す。このトピックスに関する質問では、いわゆる“too little, too late”問題（のれんの減損金額があまりに小さく、その認識もあまりに遅い、という問題）について「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」それぞれに対する回答者の認識を尋ねている。

のれんの減損認識の適時性

このトピック最初の質問は、のれんの減損認識の適時性に関わるものである。質問の内容と回答結果は次の通りである。

（Q4-1）監査を担う公認会計士の目からみて、一般論として、企業が「のれんの減損」を認識するタイミングについてどのような印象をもたれていますか。「規則的償却+減損処理（日本基準）」および「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」それぞれについて、以下の選択肢の中からあてはまるものをひとつだけお選びください（新型コロナ禍でない状況を想定してください）。

（選択肢）

1. 減損の兆候に対して、遅く認識している
2. 減損の兆候に対して、適時に認識している
3. 減損の兆候に対して、早く認識している
4. わからない

図表3-16より、多くの回答者が「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」または「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」を選択していることが確認できる³⁰。興味深いことに、「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」とで、回答の傾向が異なっている。「規則的償却+減損処理（日本基準）」については、回答者の33.1%（=205/620）が「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」を、51.5%（=319/620）が「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」を選択しており、減損を適時に認識していると答えた回答者の割合の方が高くなっている。

他方で、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」に対しては、回答者の43.1%（=267/620）が「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」を、32.4%（=201/620）が「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」と回答しており、先ほどとは逆に、減損の認識が遅延してい

³⁰ ただし、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については、「4. わからない」を選んだ回答者が20.7%（=128/620）いた。これは回答者が担当している企業が採用している会計基準と関係している可能性がある。後述する追加的な集計結果で担当企業が採用している会計基準別の結果を示しているので、その結果も参照せよ。

ると答えた回答者の割合の方が高くなっている。

図表3-16 のれんの減損認識の適時性

	規則的償却+減損処理 (日本基準)		減損処理のみ (米国基準・IFRS)	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. 減損の兆候に対して、 遅く認識している	205	33.1	267	43.1
2. 減損の兆候に対して、 適時に認識している	319	51.5	201	32.4
3. 減損の兆候に対して、 早く認識している	34	5.5	24	3.9
4. わからない	62	10.0	128	20.7
合計	620	100.0	620	100.0

上述の結果をさらに詳しくみるために、回答者が担当している企業が採用している会計基準別に回答の再集計を行った。その結果は図表 3-17 にまとめた。なお、図表 3-17 には日本基準を採用している企業と日本基準以外を採用している企業の両方を担当している回答者について、回答を集計した結果も示している³¹。

図表 3-17 からわかる通り、全回答の集計結果同様、「規則的償却+減損処理（日本基準）」については、「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」よりも、「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」を選択した回答者の割合の方が高くなっており、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については逆の結果となっていることがわかる。

ここで図表 3-17、パネル A およびパネル B の「日本基準&日本基準以外」の列に注目する。その結果によれば、日本基準を採用している企業と日本基準以外を採用している企業の両方を担当している回答者の 38.5% (=112/291) が、「規則的償却+減損処理（日本基準）」について「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」を選んでいることがわかる。その一方で、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については 48.8% (=142/291) が「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」を選択している。

次に、「規則的償却+減損処理（日本基準）」について「2. 減損の兆候に対して、適時に認識している」を選んだ回答者は 45.7% (=133/291)、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」について同じ選択肢を選んだのは 38.5% (=112/291) となっていた。以上より、日本基準採用企業と日本基準以外採用企業の両方を担当している回答者に注目した場合でも、図表 3-16 と

³¹ この分析を行った理由は、Q1 に関する補足的な分析（第 3 節第 1 項、図表 3-2）と同様である。詳しくはその説明を参照せよ。

同じような傾向を確認することができる。

図表 3-17 のれんの減損認識の適時性（担当企業採用会計基準別）

パネル A 規則的償却＋減損処理（日本基準）

	日本基準		米国基準		IFRS		日本基準 & 日本基準以外	
	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]
1. 減損の兆候に対して、 遅く認識している	201	33.1	30	36.6	111	38.3	112	38.5
2. 減損の兆候に対して、 適時に認識している	315	51.9	32	39.0	129	44.5	133	45.7
3. 減損の兆候に対して、 早く認識している	33	5.4	10	12.2	19	6.6	18	6.2
4. わからない	58	9.6	10	12.2	31	10.7	28	9.6
合計	607	100.0	82	100.0	290	100.0	291	100.0

パネル B 減損処理のみ（米国基準・IFRS）

	日本基準		米国基準		IFRS		日本基準 & 日本基準以外	
	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]
1. 減損の兆候に対して、 遅く認識している	261	43.0	45	54.9	139	47.9	142	48.8
2. 減損の兆候に対して、 適時に認識している	195	32.1	27	32.9	116	40.0	112	38.5
3. 減損の兆候に対して、 早く認識している	24	4.0	2	2.4	8	2.8	9	3.1
4. わからない	127	20.9	8	9.8	27	9.3	28	9.6
合計	607	100.0	82	100.0	290	100.0	291	100.0

本調査では、この Q4-1 の質問と関連して、「1. 減損の兆候に対して、遅く認識している」を選んだ回答者に自由回答形式で以下の質問への回答も依頼した。

（Q4-2）のれんの減損の適切なタイミングでの認識を妨げている要因について、例えば、会計基準の不備、会計監査の不備、ガバナンスの脆弱性等、以下の回答欄に具体的にご記入ください。

回答は 308 件（質問中に例示されているものを上げている者も含む）あり、すべての回答を紹介することは難しいため、ここでは主要な回答をまとめて紹介する。

会計基準の不備 多くの回答者が会計基準の不備を要因として挙げていた³²。具体的に、どのような点に不備があるかについては、日本基準と米国基準・IFRS とで共通した問題点（減損テストの恣意性や見積もりの困難さ）の指摘に加えて、日本基準と米国基準・IFRS とで異なる問題点の指摘もあった。

まず、日本基準については、のれんの簿価が償却されていくことによって、減損認識のスイッチが入りづらくなっていることを原因として指摘する回答が多かった（例：「償却が進んでいるため、過大投資部分が経年でならされていく」、「簿価が規則的に下がっていくので、減損判定の精緻度が低く認識が遅れる可能性がある」、「規則的償却により簿価が低くなっているため、償却していない場合と比べて認識が遅くなる傾向がある」）³³。

次に、米国基準・IFRS については、規則的な償却を行わないために、その分減損損失の計上額が大きくなるのが、減損認識の回避の要因につながっているのではないという回答がみられた（例：「一般に日本基準のほうが償却により相対的に残高が小さいということもあり、IFRS・米国基準の方が減損による影響が大きくなる傾向がある。それが理由とも思われるが、一般論として減損のタイミングは IFRS、米国基準を採用している企業のほうが遅くなるように考えられる」、「IFRS、米国基準における減損認識は、一般的には多額になるケースが多く、それに対して企業側が二の足を踏むインセンティブが働く」）。

監査の限界 減損損失の計上が遅延する要因として、会計基準の不備に加えて、監査の限界（不備）を挙げる回答者も多かった（例：「将来の超過収益力について主観が入りやすく、被監査会社の方が保有している情報が多いことから、被監査会社の策定した経営計画を明確に否定しにくい」、「傾向として『遅い』と感じたとしても、個々の判断において『遅い』と積極的に指摘できなければ、会社の会計処理を実質肯定せざるを得ない面がある。現行の会計処理及び監査制度の中で、間違った判断をしていなくても、全体としてみれば『遅く』なっているように感じる」、「監査人の関与先および関与先が属する業界に対する知見の低さ」）。

見積もり・将来予測の困難 のれんの価値評価の困難性について尋ねた Q3-1 でもみられたように、のれんの評価における見積もりの多さや将来予測の検証が困難である点が、減損損

³² なおこの点に関連して、「経営者の主観を排除できないため。つまり減損会計の適用に関する会計的な規定を変更することで対応できる問題ではないと考える」という指摘もあった。

³³ また、毎期の減損テストを行わないことや2ステップの減損認識の判定（割引前将来キャッシュフローを使った判定があること）、また適用指針の解釈といった点も、日本基準のもとで減損損失の認識が遅延する要因となっていることが指摘されていた（例：「償却ルールがあるため、それで十分と考えている。IFRS のように年1回一定のタイミングで評価を行う必要がなく、減損の兆候に関する基準もあいまいで解釈の幅が広い」）。

失の認識が遅れる要因となっていることを指摘する回答³⁴も多かった（「経営者の将来予測など監査人としての判断するにあたって拠り所となる数値の信憑性の判断が困難」、「のれんの評価そのものが、主観性が高く幅を持った評価とならざるを得ないため、明確な証拠が出ない限りは減損認識が遅延することは止むを得ない」）³⁵。

ガバナンスの脆弱性・経営者（陣）の問題 具体的に挙げられていた要因の中には、経営者の心理やバイアスに関連付けられたものも多く、のれんの減損認識＝M&A（投資）の失敗という評価をおそれて、（社内外からネガティブな評価を受けたくないという経営者の心理から）減損の認識を回避しようとする傾向が生まれていることを指摘している回答が複数みられた（例：「のれんを減損するということは M&A が失敗したという印象を与えるので経営者のなるべくのれんを減損したくないという気持ちも相俟って、減損の認識が遅れている印象である。さらにのれん非償却の場合には減損のインパクトが大きいためよりその傾向が強まっている印象である」、「株価への影響、M&A の失敗や過去の取得を決定した経営陣を否定することになるため、減損には消極的な会社が多い印象がある」、「のれんの減損を経営の失敗ととらえる経営者が多く、減損を阻止することにこだわる経営者がほとんど」）。

また、経営者が将来に対する楽観的な見通しを持っており、それがのれんの評価に影響を与えている可能性があることを指摘する回答もみられた（例：「買収した経営者の将来見込みにバイアスがかかっている。自身が買収などを行ったため、将来に対して過度な期待やキャッシュフローの生成能力を見込んでいる場合が多々ある」、「主観に基づくインプットが楽観的に考えられる傾向があり、内部統制も脆弱な場合もあるため」）。なお、このような経営者の傾向と監査の限界とを関連付けて、「経営者はなるべく減損を先送りにしたところ、経営者の見積りの不確実性について、監査人として否定をし、会社の意図を覆して減損を計上させるのは実務的にかなり困難である」という意見もみられた。

その他 その他に、少数ではあるが、監査対象企業の会計リテラシーの問題を指摘する回答もみられた（例：「〔のれんの〕評価に対する監査対象企業の能力の低さ」、「経営者の会計リテラシーの低さ」）。

³⁴ 例えば、先行研究では、将来キャッシュフローの成長率や割引率がのれんの減損認識を回避したり、その計上額を小さくしたりするために、作成者によって操作されている可能性があることが示唆されている（Avallone and Quagil, 2015）。実際、回答の中には「見積り（キャッシュフロー、成長率、割引率など）に関して、十分な信頼性を確保することが困難な中、金額的重要性もあり、恣意的な見積りになりがち」のような指摘もあった。

³⁵ また、「兆候があったとしても将来キャッシュフローの見積りで減損しないことが生じる」ことを指摘する回答もあった。

のれんの減損の見積もり額の適切性

次の質問では、認識されたのれんの減損金額の妥当性について回答を求めた。この質問についても、「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」それぞれについて回答を求めている。

（Q4-3）監査を担う公認会計士の目からみて、一般論として、企業が見積もった「のれんの減損」の金額についてどのような印象をもたれていますか。「規則的償却+減損処理（日本基準）」および「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」それぞれについて、以下の選択肢の中からあてはまるものをひとつだけお選びください（新型コロナ禍でない状況を想定してください）。

（選択肢）

1. 減損の見積もり額は概して適切である
2. 減損の見積もり額は概して過大である
3. 減損の見積もり額は概して過小である
4. わからない

図表 3-18 に示した通り、「規則的償却+減損処理（日本基準）」については、「1. 減損の見積もり額は概して適切である」を選んだ回答者は全体の 60.8%（=377/620）、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については 41.3%（=256/620）となった。全回答者の集計結果からは、「規則的償却+減損処理（日本基準）」では過半数の回答者が減損の金額の見積もりは適切だという見解を持っているようである。他方、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については、「規則的償却+減損処理（日本基準）」に比べて、減損の金額の見積もりが適切だという回答は少なくなっており、半数を下回る結果となった。

次に、「2. 減損の見積もり額は概して過大である」と「3. 減損の見積もり額は概して過小である」の結果をみると、「規則的償却+減損処理（日本基準）」も「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」もともに後者を選んだ回答者の割合が前者の割合を上回っていることを確認できる。「規則的償却+減損処理（日本基準）」について、「過大」と答えたのは8.7%（=54/620）、「過小」と答えたのは13.4%（=83/620）であり、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」について、「過大」と答えたのは11.9%（=74/620）、「過小」と答えたのは15.2%（=94/620）であった。減損認識の適時性については、遅れて認識されているとする回答が多かったものの、金額の見積もりについては、「過大」または「過小」と考えている回答者は少なくなっている点は興味深い。

ただし、減損の金額の見積もりについては、「規則的償却+減損処理（日本基準）」でも、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」でも、「4. わからない」を選んだ回答者が比較的多く、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」では31.6%（=196/620）に及んでいる点には注意が必要である（「規則的償却+減損処理（日本基準）」については17.1%（=106/620））。

図表3-18 のれんの減損の見積もり額の適切性

	規則的償却+減損処理 (日本基準)		減損処理のみ (米国基準・IFRS)	
	回答件数	[%]	回答件数	[%]
1. 減損の見積もり額は概して適切である	377	60.8	256	41.3
2. 減損の見積もり額は概して過大である	54	8.7	74	11.9
3. 減損の見積もり額は概して過小である	83	13.4	94	15.2
4. わからない	106	17.1	196	31.6
合計	620	100.0	620	100.0

ここでも結果をさらに詳しくみるために、回答者が担当している企業がどの会計基準を採用しているかにもとづいて、回答を再集計した。その結果を示したものが図表 3-19 である。

図表 3-19, パネル A には「規則的償却+減損処理 (日本基準)」の結果をまとめている。ここでは、「日本基準&日本基準以外」(日本基準採用企業と日本基準以外採用企業の両方を担当)の列に注目する。その結果によれば、「1. 減損の見積もり額は概して適切である」を選んだ回答者の割合は 59.5% (=173/291), 「2. 減損の見積もり額は概して過大である」は 10.0% (=29/291), 「3. 減損の見積もり額は概して過小である」は 14.8% (=43/291), そして「4. わからない」は 15.8% (=46/291) であり、ほぼ上述の結果と同様の結果であった。

図表 3-19, パネル B には「減損処理のみ (米国基準・IFRS)」の結果をまとめている。この図表についても「日本基準&日本基準以外」の結果に注目する。まず、「1. 減損の見積もり額は概して適切である」を選んだのは 53.3% (=155/291) と図表 3-18 の結果よりやや高い割合となっている。「2. 減損の見積もり額は概して過大である」と答えたのは 10.3% (=30/291), 「3. 減損の見積もり額は概して過小である」と答えたのは 19.6% (=57/291) であり、減損の見積もり額が「過小」とした回答者の方が多くなっている。なお、「4. わからない」とした回答者は 16.8% (=49/291) であった。

図表 3-19 のれんの減損の見積もり額の適切性（担当企業採用会計基準別）

パネル A 規則的償却＋減損処理（日本基準）

	日本基準		米国基準		IFRS		日本基準 & 日本基準以外	
	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]
1. 減損の見積もり額は概して適切である	369	60.8	43	52.4	173	59.7	173	59.5
2. 減損の見積もり額は概して過大である	53	8.7	6	7.3	29	10.0	29	10.0
3. 減損の見積もり額は概して過小である	83	13.7	17	20.7	39	13.5	43	14.8
4. わからない	102	16.8	16	19.5	49	16.9	46	15.8
合計	607	100.0	82	100.0	290	100.0	291	100.0

パネル B 減損処理のみ（米国基準・IFRS）

	日本基準		米国基準		IFRS		日本基準 & 日本基準以外	
	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]	回答件 数	[%]
1. 減損の見積もり額は概して適切である	249	41.0	44	53.7	156	53.8	155	53.3
2. 減損の見積もり額は概して過大である	73	12.0	8	9.8	30	10.3	30	10.3
3. 減損の見積もり額は概して過小である	92	15.2	15	18.3	56	19.3	57	19.6
4. わからない	193	31.8	15	18.3	48	16.6	49	16.8
合計	607	100.0	82	100.0	290	100.0	291	100.0

続いて、Q4-3 において、「規則的償却＋減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」の少なくともひとつに関して、「2. 減損の見積もり額は概して過大である」または「3. 減損の見積もり額は概して過小である」を選んだ回答者には、以下の質問への回答も依頼した。

（Q4-4）のれんの減損額の適切な見積もりを妨げている要因について、例えば、会計基準の不備、会計監査の不備、ガバナンスの脆弱性等、以下の回答欄に具体的にご記入ください。

回答は 179 件（「良くわからない」などを除く）であり³⁶、まとめると次のような回答があった。なお、Q4-4 の回答については、Q4-3 の回答にもとづいて回答者をグループ分けしたうえで、その内容をまとめておく。

「規則的償却＋減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」の両方で「2. 減損の見積もり額は概して過大である」を選択した回答者（26 件） 会計基準の不備（限界）を指摘する回答もあったが（例：「具体的な見積もり基準，見積もり方法が存在していないこと），ガバナンスの脆弱性（不備）や経営者の「ビッグバス」へのインセンティブ（過度な保守主義）を問題視する回答が多かった（例：「のれんの減損は，減損を認識するまでの経営者のハードルが高い一方，ひとたび認識するとなるとなるべく多くの金額を一気に減損して後の費用負担リスクを軽減させようという誘因があるように思われる」，「のれんの時価評価が実務的に困難であるため減損しないか全額減損するかの 2 択になっている」，「減損損失の意思決定をするからには一気に損失を出そうという経営判断が働き，概して大きくなりがち」）。また，見積もりに関する問題を指摘する回答もあった（例：「会社の思いが強く，どうしても楽観的に見積られる傾向がある」）。

「規則的償却＋減損処理（日本基準）」について「2. 減損の見積もり額は概して過大である」，「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については「1. 減損の見積もり額は概して適切である」または「4. わからない」を選択した回答者（16 件）³⁷ このグループでも，会計基準の不備（限界）やガバナンスの脆弱性，ビッグバスへのインセンティブをあげている回答がみられた。また，日本基準固有の問題として，「毎期の減損テストにより機械的に減損損失を認識する機会があるわけではないため，減損損失の認識が遅くなるリスクがある一方で，（償却も進んでいるため）残存するのれんの全額を減損する傾向があるように感じる」という回答もあった。なお，日本の作成者サイドのマインドとして，「日本においては『どうせ減損するなら全額落とす』という感覚がある」という回答もあった。

「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」について「2. 減損の見積もり額は概して過大である」，「規則的償却＋減損処理（日本基準）」については「1. 減損の見積もり額は概して適切である」または「4. わからない」を選択した回答者（26 件）³⁸ このグループでは，会計基準の不備やガバナンスの脆弱性を指摘する回答が多かった。会計基準（「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」）の不備として，「IFRS においては，経年劣化部分も減損に含まれていると考え

³⁶ 回答の中には，Q4-2 と回答が同じであると答えているものもあった。

³⁷ なお，16 件のうち，「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」について「4. わからない」を選んだ回答者は 10 件であった。

³⁸ 「規則的償却＋減損処理（日本基準）」については「1. 減損の見積もり額は概して適切である」を選んだ回答者が多く，23 件であった。

られる」,「主観的・恣意的要素の測定に時間がかかり,適時判断が遅れ,その分過大なケースが多いのではないか」,さらに「減損処理のみの場合,減損する必要が生じた場合に,可能な限り多く損失を計上すべきとするインセンティブが働きやすい」という意見がみられた。

「規則的償却+減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」の両方で「3.減損の見積もり額は概して過小である」を選択した回答者（42件） このグループについても,会計基準・監査の不備やガバナンスの脆弱性をあげている回答者が多かった。会計基準の不備については,(米国基準・IFRSについて)規則的償却が行われていないことやシールドイング効果³⁹の存在を指摘している回答があった^{40,41}。見積もりに対する経営者の楽観性やバイアス(偏向)の存在を,減損損失が過小になっている理由として挙げている回答者もあり⁴²,中には「経営は成功させるために努力をしているのであるから,事業計画が高めに設定され,結果として減損額が過小となる」,また,「経営者の予算策定は施策の効果がでることを前提としているが,経営者は施策の効果がでることを信じており,施策の効果がでないという見積りを作ることは困難」と述べる回答者もいた。なお,基準や監査の不備というよりは⁴³,基準の運用(適用)の問題として,経営者に「減損損失に対して悪い印象が強く,なるべく計上しないでよいように考える傾向」があることや「業績達成へのプレッシャー」

³⁹ IASB [2020] (以下,参照・引用は日本語訳による)によれば,シールドイング効果とは,のれんに減損が発生しているにもかかわらず,のれんが配分されたCGUに含まれるヘッドルームがバッファーとなつて,減損損失が認識されにくくなる(=のれんが減損から「保護」されてしまう)という効果のことである(IASB, 2020, pars.3.20, 3.31 and 3.35-3.36)。ここでヘッドルームとは,「回収可能額が認識した純資産(のれんを含む)の帳簿価額を超過する金額」(IASB, 2020, par.3.31)のことであり,貸借対照表上は未認識となっている項目である(IASB, 2020, par.3.33)。このヘッドルームには,取得が行われた時点ですでに(取得企業の事業側に)存在している項目と取得が行われた後に生じる項目とがある(IASB, 2020, par.3.33)。

⁴⁰ 中には,「償却以外の方法だと測定値に恣意性の入る余地があるが,一方で規則償却が正しいとも考えられず,個々のケースごとに異なるところが難しく,判断しがたい」という見解を示す回答者もいた。

⁴¹ その他の回答として,「基準が抽象的であること,のれんの減損は大きな金額になる場合が多いことから,企業も監査人もなかなか減損に踏み切れないこと」といった指摘もあった。

⁴² すでにみてきたように,減損の見積もり額が適切になされていないと考えている場合に,過大に計上されているか,過小に計上されているかについては回答者によって(また回答者の中でも,想定する基準によって)異なっている。これは回答者の実務経験における違いを反映しているのかもしれない。例えば,(米国の研究ではあるが)Zang [2008]は負債比率が高い企業ほど,財務制限条項を回避するために減損損失を過小に計上する傾向があることに加えて,経営者交代期に新任経営者がビッグバスを行うために減損損失を計上する傾向があることを示している。このように,作成者は状況によってのれんの減損損失を過大にも過小にも見積もるインセンティブをもつ可能性があるからである。

⁴³ ただし,監査の限界として「いかに情報に対するアクセス権があるとしても,経営に関与する経営者と会計監査人との間に情報の格差が存在する」と指摘する意見もあった。また,会計基準の限界とも関係するが,「基準が抽象的であること,のれんの減損は大きな金額になる場合が多いことから,企業も監査人もなかなか減損に踏み切れない」と指摘する意見もあった。

があることが減損損失を過小に見積もることにつながっていると指摘する回答もあった。

「規則的償却＋減損処理（日本基準）」について「3. 減損の見積もり額は概して過小である」,
「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については「1. 減損の見積もり額は概して適切である」
または「4. わからない」を選択した回答者（23 件） 会計基準の不備やガバナンスの脆弱性を挙げている回答者が多かった点はこれまでと同じであるが、日本基準の不備を具体的に挙げる回答者もいた（例：「償却で簿価が低減していくので、測定の精緻度合が低い可能性がある」）。

「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」について「3. 減損の見積もり額は概して過小である」,
「規則的償却＋減損処理（日本基準）」については「1. 減損の見積もり額は概して適切である」または「4. わからない」を選択した回答者（38 件） このグループについても会計基準の不備を挙げる回答者が多かった。加えて、会計監査の限界やガバナンスの脆弱性も理由として挙げられていた（例：「会社側の見積に対して監査人側に業界知識が少ないなど、有効な反論をしづらい」）。ガバナンスの脆弱性と関連するが、経営者のバイアス（楽観的な見積もり）や減損損失に対するネガティブなイメージも、減損損失の見積もりが過小になってしまう理由として挙げられていた（例：「償却は経営者の投資判断ミスという評価にならないが、減損は経営者の投資判断ミスと評価される可能性があり、のれんが減損しないように会社が事業計画をアグレッシブに作る傾向がある」、「のれんの償却が無い状況では、会計基準上、減損の判定のみをすることになるが、将来の超過収益力による以上、会社はより前向きな経営計画を策定しがちになる」）。また、のれんの性質と関連して、その構成要素が曖昧であることを指摘する意見もあった（例：「のれんを構成しているものが本当のところ何なのかが、本質的に不明瞭であること」）。

「規則的償却＋減損処理（日本基準）」と「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」のどちらか一方で「2. 減損の見積もり額は概して過大である」、もう一方で「3. 減損の見積もり額は概して過小である」を選択した回答者（8 件） このグループでは会計基準の不備や監査の限界（知識や懐疑心の不足）を指摘する回答に加えて⁴⁴、企業の文化や経営者の意思といった要因を挙げている回答もあった。

のれん控除後純資産額の情報と減損認識の適時性

最後に、のれん控除後の純資産額を開示するという方法によって、減損認識が適時に促されるようになるのではないかというアイディアについても、回答者の意見を求めた。実際の質問と回答は以下の通りである。

⁴⁴ また、会計基準適用上の問題と関連していると思われるが、「リスクファクターの反映が甘いことが多いこと。また、DCF モデルが専門的になりすぎている」という点を指摘する回答があった。

(Q4-5) IASBはのれんの減損損失が適切なタイミングで計上されていない可能性があることを考慮して、のれんの減損損失の計上をより適時なものとするために、のれん控除後の純資産額(=純資産額－のれん残高)について開示を求めるというアイデアも示しています。のれん控除後の純資産額について開示を求めることは、のれんの減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことになると思われますか。以下の選択肢の中から該当するものをひとつお選びください。

(選択肢)

1. 減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促す
2. どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことになる
3. どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない
4. 減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない
5. わからない

図表 3-20 からわかる通り、回答が最も多かったのは、「4. 減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない」(46.3%=287/620)であり、3 番目に回答が多かった「3. どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない」(15.8%=98/620)と合わせて、62.1%に及んでいる。2 番目に回答が多かったのは「2. どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことになる」であったが(21.1%=131/620)、「1. 減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促す」(6.0%=37/620)と合わせても 27.1%にとどまった。回答者の多くがのれん控除後の純資産情報が減損損失の認識をより適時にするとは考えていないことがわかる。

図表 3-20 のれん控除後純資産額の開示は減損損失の認識タイミングに影響するか

	回答件数	[%]
1. 減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促す	37	6.0
2. どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことになる	131	21.1
(1 と 2 の合計)	(168)	(27.1)
3. どちらかという減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない	98	15.8
4. 減損損失をより適切なタイミングで計上するよう促すことにはならない	287	46.3
(3 と 4 の合計)	(385)	(62.1)
5. わからない	67	10.8
合計	620	100.0

第 5 項 代替的な会計処理方法（その 1）

今回の調査でも、現行の会計基準でみられる「減損処理のみ（非償却）」と「規則的償却＋減損処理」に縛られず、別の会計処理方法（以下の質問の選択肢を参照）の可能性を考慮したうえで、いずれの会計処理が望ましいかという次の質問を行った。

（Q5）のれん取得後の会計処理として、「減損処理のみ（非償却）」または「規則的償却＋減損処理」のいずれか一方のみを認める以外に、次のような方法も考えられます。

- ・「減損処理のみ（非償却）」または「規則的償却＋減損処理」の任意選択を認める方法
- ・買収案件ごとに一定の条件（のれんが半永久的に減価しないことが立証できる場合、など）を満たしたのれんは非償却、それ以外は規則的に償却するという方法

以上の方法をふまえたうえで、会計監査人にとってもっとも望ましい会計処理を以下の選択肢の中からひとつだけお選びください。

（選択肢）

1. 減損処理のみ（非償却）
2. 規則的償却＋減損処理
3. 「減損処理のみ（非償却）」または「規則的償却＋減損処理」の任意選択
4. 買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却

図表 3-21 からわかる通り、「2. 規則的償却＋減損処理」がより望ましいとした回答が 494

件（79.7%＝494/620）であり、最も回答者の割合が高かった。次に多かったのは「4. 買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却」であり、全体の 11.6%（＝72/620）の回答者がより望ましいと回答していた。「1. 減損処理のみ（非償却）」をより望ましいとした回答は 6.3%（＝39/620）であり、「3. 『減損処理のみ（非償却）』または『規則的償却＋減損処理』の任意選択」は 2.4%（＝15/620）であった。

図表 3-21 現行制度以外の選択肢も考慮した場合のより望ましい会計処理方法について

	回答件数	[%]
1. 減損処理のみ（非償却）	39	6.3
2. 規則的償却＋減損処理	494	79.7
3. 「減損処理のみ（非償却）」または「規則的償却＋減損処理」の任意選択	15	2.4
4. 買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却	72	11.6
合計	620	100.0

なお、参考として、Q5 に対する回答結果を Q1 の質問に対する回答（「1. 減損処理のみ（非償却）」、「2. 規則的償却＋非償却」および「3. どちらでも構わない」）ごとに再集計した結果も図表 3-22 に示した。

Q1 で「減損処理のみ（非償却）」または「規則的償却＋減損処理」を選んだ回答者のほとんどが、Q5 でも、Q1 でより望ましいとしていた会計処理を再び選択していた⁴⁵。ただし、今回、「3. 『減損処理のみ（非償却）』または『規則的償却＋減損処理』の任意選択」と「4. 買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却」を選択できるようにしたことで（ただし、「どちらでも構わない」という選択肢は設けなかった）、一部の回答者が Q1 でより望ましいとした会計処理ではなく、上述の選択肢 3 または 4 をより望ましいとして解答していることも確認できる。

なお、Q1 で「どちらでも構わない」を選択していた 54.2%（＝13/24）が、Q5 では「規則的償却＋減損処理」を選択している。次に多かった回答は「4. 買収案件ごとに一定の条件を満たしたのれんは非償却とし、それ以外は規則的に償却」であり、25.0%（＝6/24）がより望ましい会計処理だと回答している。

⁴⁵ 本稿の分析では Q1 で「規則的償却＋減損処理」を選び、Q5 で「減損処理のみ（非償却）」を選んでいて回答を除いている。そのような回答は 2 件あったが、その 2 件を加えて分析を行っても、細かな数値の違いを除けば、本稿と同じ結果を確認できる。

図表 3-22 現行制度外の選択肢も考慮した場合のより望ましい会計処理方法について
(Q1 の回答別)

	減損処理のみ (非償却)		規則的償却 + 減損処理		どちらでも 構わない	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 減損処理のみ (非償却)	36	87.8	0	0.0	3	12.5
2. 規則的償却 + 減損処理	0	0.0	481	86.7	13	54.2
3. 「減損処理のみ (非償却)」ま たは「規則的償却 + 減損処理」 の任意選択	1	2.4	12	2.2	2	8.3
4. 買収案件ごとに一定の条件を 満たしたのれんは非償却と し、それ以外は規則的に償却	4	9.8	62	11.2	6	25.0
合計	41	100.0	555	100.0	24	100.0

第 6 項 代替的な会計処理方法 (その 2)

前項に続いて、歴史的には存在していた会計処理（以下の質問内容を参照）をはじめ、論理的にありうる会計処理のいくつかについて、回答者の見解を尋ねた。回答者に行った質問は次の通りである。

(Q6) のれん取得後の会計処理としては、「減損処理のみ (非償却)」や「規則的償却+減損処理」以外にもいくつかの方法が理論的に考えられます。以下に挙げられたのれん取得後の会計処理方法についてご意見をおきかせください。(選択肢: ①=「望ましい」、②=「どちらかという望ましい」、③=「どちらかという望ましくない」、④=「望ましくない」、⑤=「わからない」)

1. 減損処理なしの非償却 (取得原価のまま)
2. 減損処理なしの規則的償却
3. 時価による継続的再評価 (評価差額は純損益に反映)
4. 即時の一括費用計上
5. 剰余金 (資本) との相殺消去

図表 3-23 からわかる通り、この質問で取り上げた代替的な会計処理方法の中で、回答者の多くが「減損処理のみ (非償却)」や「規則的償却 + 減損処理」よりも望ましい (「②どちらかという望ましい」という回答も含む) と回答していたものはなかった (最も多かった「2. 減損処理なしの規則的償却」や「3. 時価による継続的再評価 (評価差額は純損益に反

映)」で104件(16.8%)にとどまった)。

どの選択肢も「③どちらかという望ましくない」または「④望ましくない」を選択した回答者がほとんどであり、両方の回答を合わせた割合は、最も低いもので77.1%（「5. 剰余金（資本）と相殺消去」）、最も高いもので95.2%（「1. 減損処理なしの非償却（取得原価のまま）」）に及んでいた。

図表 3-23 現在議論されている会計処理と他の代替的な可能性との比較
(上段は件数, 下段は割合 [%])

	①	②	①+②	③	④	③+④	⑤	合計
1. 減損処理なしの 非償却（取得原価 のまま）	9	12	(21)	59	531	(590)	9	620
	1.5	1.9	(3.4)	9.5	85.7	(95.2)	1.5	100.0
2. 減損処理なしの 規則的償却	23	81	(104)	144	367	(511)	5	620
	3.7	13.1	(16.8)	23.2	59.2	(82.4)	0.8	100.0
3. 時価による継続 的再評価（評価差 額は純損益に反 映）	20	84	(104)	174	315	(489)	27	620
	3.2	13.6	(16.8)	28.1	50.8	(78.9)	4.4	100.0
4. 即時の一括費用 計上	26	75	(101)	158	348	(506)	13	620
	4.2	12.1	(16.3)	25.5	56.1	(81.6)	2.1	100.0
5. 剰余金（資本）と の相殺消去	17	77	(94)	121	357	(478)	48	620
	2.7	12.4	(15.2)	19.5	57.6	(77.1)	7.7	100.0

(注) ①から⑤の数字はそれぞれ、①＝「望ましい」、②＝「どちらかという望ましい」、③＝「どちらかという望ましくない」、④＝「望ましくない」、⑤＝「わからない」を意味する。

第7項 のれんに関する会計処理が作成者の行動に与える影響

のれんの会計処理のトピックに関する最後の質問として、会計処理のあり方が作成者の実体的行動（ここでは M&A の意思決定）に影響を及ぼすかどうかについて、回答者に次の質問を行った。

(Q7) のれんを規則的に償却するか、非償却とするかは、一般的に企業の合併・買収 (M&A) に関する意思決定に影響すると思われますか。以下の選択肢の中から該当するものをひとつお選びください。

(選択肢)

1. 影響を及ぼす可能性が高い
2. どちらかというと言影響を及ぼす可能性が高い
3. どちらかというと言影響を及ぼす可能性は低い
4. 影響を及ぼす可能性は低い
5. わからない

図表 3-24 のれんの会計処理のあり方は M&A の意思決定に影響するか

	全体		大手監査法人		準大手監査法人	
	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]	回答 件数	[%]
1. 影響を及ぼす可能性が高い	358	57.7	260	60.0	98	52.4
2. どちらかというと言影響を及ぼす可能性が高い	195	31.5	121	27.9	74	39.6
(1 と 2 の合計)	(553)	(89.2)	(381)	(88.0)	(172)	(92.0)
3. どちらかというと言影響を及ぼす可能性は低い	35	5.7	29	6.7	6	3.2
4. 影響を及ぼす可能性は低い	17	2.7	12	2.8	5	2.7
(3 と 4 の合計)	(52)	(8.4)	(41)	(9.5)	(11)	(5.9)
5. わからない	15	2.4	11	2.5	4	2.1
合計	620	100.0	433	100.0	187	100.0

図表 3-24 より、全回答者の 89.2% (=553/620) が、のれんの会計処理のあり方によって、作成者の M&A 行動が何らかの影響を受ける可能性がある (1 と 2 の合計) と考えていることがわかる。この傾向は、回答者を所属する監査法人の規模にもとづいて 2 つのグループに分けた場合でも変わらず、大手監査法人のグループで「影響を与える可能性がある」と考えている回答者は 88.0% (=381/433)、準大手監査法人のグループでは 92.0% (=172/187) であった。この結果は監査人の多くが、のれんの会計処理のあり方は、企業の M&A の意思決

定が影響を及ぼしうる（リアル・エフェクトが生じうる）と考えていることを示している。ただし、大手監査法人と準大手監査法人とで比較すると、「1. 影響を及ぼす可能性が高い」を選んだ回答者の割合は、大手監査法人の方が準大手監査法人に比べて高くなっていることがわかる（大手監査法人 60.0% vs. 準大手監査法人 52.4%）。他方で、「2. どちらかというど影響を及ぼす可能性が高い」を選んだ回答者の割合については、逆に準大手監査法人の方が大手監査法人よりも高くなっている（大手監査法人 27.9% vs. 準大手監査法人 39.6%）。大手監査法人と準大手監査法人の間でこのような違いはあるものの、ほとんどの回答者が、会計処理のあり方によって作成者の M&A 行動に影響を与える可能性が高いと考えている点は興味深い結果であるといえる。

第3章 おわりに

本稿では、作成者および利用者を対象とした徳賀他〔2020〕に引き続き、監査人（大手監査法人または準大手監査法人所属のパートナー）を対象に、のれんの事後の会計処理に関するいくつかの論点について質問票調査（web フォームを活用）を行った。本調査の目的は、会計基準設定の場で論争が繰り広げられてきた、のれんの事後の会計処理（「規則的償却＋減損処理」vs.「減損処理のみ」）に関して、監査人の見解を定量的に把握し、その見解の背後にある理由について検討することであった。

本稿の調査内容は多岐にわたっているが、最後に主要な発見事項を振り返っておく。

- ✓ かなりの回答者（89.5%）が、のれんの事後の会計処理として、「規則的償却＋減損処理」がより望ましいと考えていることが明らかになった。なお、「規則的償却＋減損処理」を選択した回答者の中では、「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」を理由のひとつとして挙げる回答が最も多かった。
- ✓ のれんについて「規則的償却＋減損処理」が望ましいとした回答者は、償却期間の規定として上限を設けるべきだと考えているが多かった（回答者の 74.2%）。具体的な償却期間の上限年数としては 10 年または 20 年とした回答者が多く、前者については 48.8%、後者については 36.9%であった。償却期間に関する例外規定を設けるべきかという質問については、設けるべきではないという否定的な意見の方が多かった（68.5%）。また、のれんの償却期間を決定する要因として、作成者が重視しているものとして最も回答が多かったのは「経営者の計画にもとづく投資の回収可能期間」（92.4%）であった。
- ✓ のれんの性質として、のれんは半永久的に価値が維持される部分があるかそうではないのか尋ねたところ、のれんには半永久的に価値が維持される部分はないとする回答が 54.7%と過半数を超えていたものの、半永久的に価値が維持される部分も、維持されない部分も両方存在すると考えている回答者も 39.7%に及んでいた。
- ✓ のれんの監査の困難さについては、かなりの回答者（89.2%）がのれんは他と比べて評価が難しい資産であると回答していた。また、回答者の多くが、のれんが監査対象に入

っていることによって、訴訟リスクが高まったり、品質管理レビューなどで指摘を受ける可能性が高まったりしていると認識していることもわかった。

- ✓ いわゆる "too little, too late" 問題と関連して、「規則的償却＋減損処理（日本基準）」のもとでは、回答者の過半数（51.5%）が「減損は適時に認識されている」と回答していたものの、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については適時に認識されていると答えた回答者は半数を下回り、32.4%にとどまった。減損損失額の見積もりについては、適切だとした回答者は、「規則的償却＋減損処理（日本基準）」については 60.8%であったが、「減損処理のみ（米国基準・IFRS）」については 41.3%であった。
- ✓ 「減損処理のみ（非償却）」や「規則的償却＋減損処理」以外にありうる会計処理方法に関する質問からは、これらの2つに比べて、回答者のほとんどがより望ましい会計処理であると考えているものは見当たらなかった。
- ✓ のれんと関連する追加的な情報を報告するように求めることやのれんの会計処理の在り方が作成者の行動に影響を及ぼすかという点については、のれん控除後純資産の情報は作成者に対してより適時の減損認識を促すことにはならないと考えている回答者が多かったものの（62.1%）、のれんの会計処理のあり方（償却するか非償却とするか）は作成者の M&A の意思決定に影響を及ぼす可能性が高いと認識している回答者がかなりの数に及んでいることがわかった（89.2%）。

監査人を対象とした本稿の調査結果は、それ自体が興味深い発見となっているが、本稿では本調査以前に行われた作成者・利用者に対する調査結果との比較検討をほとんど行っていない。基準設定に影響を及ぼすと考えられるこれら主要な3つのグループの見解の相違点やその背景の違いに関する詳しい考察は今後の検討課題である。

参考文献

- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) and Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA) staff [2020] *Goodwill: Improvements to subsequent accounting and an update of the quantitative study*. (企業会計基準委員会スタッフ・香港公認会計士協会スタッフ [2020] 『のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新』.)
- Avallone, F., and A. Quagli [2015] "Insight into the Variables Used to Manage the Goodwill Impairment Test under IAS 36," *Advances in Accounting*, 31(1), pp.107-114.
- Amano, Y. [2020] "Real Effects of Intangibles Capitalization – Empirical Evidence from Voluntary IFRS Adoption in Japan," *Journal of International Accounting Research* 19(3), pp.19-36.
- Ayres, D. R., Neal, T. L., Reid, L., and J. E. Shipman [2019] "Auditing Goodwill in the Post-Amortization Era: Challenges for Auditors," *Contemporary Accounting Research* 36(1), pp.82-107.
- Carcello, J. V., T. L. Neal, L. C. Reid, and J. E. Shipman [2020] "Auditor Independence and Fair Value Accounting: An Examination of Nonaudit Fees and Goodwill Impairments," *Contemporary*

- Accounting Research* 37(1), pp.189-217.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2019] *Invitation to Comment –Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*.
- Francis, J., J. D. Hanna, and L. Vincent [1996] “Causes and Effects of Discretionary Asset Write-Off,” *Journal of Accounting Research* 34, pp.117-134.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020] *Discussion Paper: Business Combinations –Disclosures, Goodwill and Impairment*. (国際会計基準審議会 (IASB) [2020] 『ディスカッション・ペーパー：企業結合－開示、のれん及び減損』.)
- Linsmeier, T. J., and E. Wheeler [2020] “The Debate over Subsequent Accounting for Goodwill,” *Accounting Horizons*, forthcoming.
- Roychowdhury, S., N. Shorff, and R. S. Verdi [2019] “The Effects of Financial Reporting and Disclosure on Corporate Investment: A Review,” *Journal of Accounting and Economics* 68(2-3), 101246.
- Riedl, E. J. [2004] “An Examination of Long-lived Asset Impairments,” *The Accounting Review* 79(3), pp.823-852.
- Shakespeare, C. [2020] “Reporting Matters: The Real Effects of Financial Reproting on Investing and Financing Decision,” *Accounting and Business Research* 50(5), pp.425-442.
- Zang, Y. [2008] “Discretionary Behavior with Respect to the Adoption of SFAS no. 142 and the Behavior of Security Prices,” *Review of Accounting and Finance* 7(1), pp.38-68.
- 石井孝和 [2017] 「のれんの償却期間の設定における将来業績予測の影響」『佐賀大学経済論集』第 50 巻第 3 号, pp.23-38.
- 企業会計基準委員会 [2015a] 『ASBJ による修正会計基準第 1 号のれんの会計処理』.
- 企業会計基準委員会 [2015b] 『のれんの償却に関するリサーチ』. (Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) [2015] *Research on amortization of goodwill*. Research Paper No.1.)
- 企業会計基準委員会 [2017] 『のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解』. (Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) [2017] *Analyst views on financial information regarding goodwill*. Research Paper No.3.)
- 公認会計士・監査審査会 [2020] 『令和 2 年度モニタリングレポート』.
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃 [2020] 『のれんの会計処理に関する調査』京都大学経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ No. J-18-004.
- 日本経済団体連合会（経団連）金融・資本市場委員会企業会計部会 [2017] 「のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理」.